



つばき香り 豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま

～安心して生活できる環境づくりと交流・雇用の促進をめざして～

新町建設計画



平成15年1月
上五島地域5町合併協議会

～ 目次 ～

．序章	1
1．合併の必要性和効果	1
2．計画策定の方針	4
．新町の概況	5
1．位置と地勢	5
2．歴史・文化	6
3．人口・世帯	8
4．産業構造	11
5．まちづくりの課題	13
．主要指標の見通し	17
1．人口	17
2．世帯数	21
．新町建設の基本理念	22
1．新町の将来像	22
2．新町建設の基本方針	24
3．新町建設計画の体系	27
．新町の主要施策	29
1．にぎわいを創る地域交流の促進	29
2．安全、便利、快適な生活環境づくり	35
3．誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実	40
4．自立する産業の育成、雇用の確保	45
5．しまの誇り・文化の育成	51
6．参加と行動による協働のまちづくり	55
．地域別整備方針（ゾーニング）	58
1．つばき香る自然と憩いのゾーン	60
2．にぎわいと交流のゾーン	62
3．海洋自然体験とやすらぎのゾーン	64
．県事業の推進	66
．公共施設の統合整備と適正配置	67
．財政計画	68
【用語集】	72

なお、「*」が付されている用語は、用語集に説明があることを示す。

．序章

若松大橋が平成 3 年に完成したことにより、中通島と若松島は陸路で結ばれ、上五島地域の一体性は以前にも増して高まりました。また、通学や買い物など住民の日常的な生活行動は、5 町それぞれの行政区域を越えており、地域一体的な生活圏が形成されています。こうした地域的なつながりが深い 5 町がともに手を携えていくことは、上五島地域のまちづくりにとって大きな意義があると考えられます。

一方、21 世紀を迎えて、国際化、情報化、地方分権など上五島地域を取り巻く社会環境は大きく変化してきており、また、地域においては基幹産業である水産業の停滞、定住人口の減少と少子・高齢化の進行など、多くの課題を抱えています。これらの課題の解決を図りつつ、上五島地域が将来に向けて発展していくためには、5 町が合併して行財政基盤を強化し、より一層の住民サービス向上と地域の活性化に向けた取り組みを強化していくことが求められています。

このため、平成 13 年 4 月、「上五島地域 5 町合併協議会」を設置し、合併に関するさまざまな協議を重ね、新町建設計画の策定に取り組んできました。

この計画は、5 町の総合計画や広域行政圏計画等を引き継ぎ、住民の皆様方の声を反映して、合併後の新町のまちづくりのマスタープラン*として作成するものであり、新町建設にあたっての基本的な指針となるものです。

1．合併の必要性和効果

(1) 合併の必要性

社会的潮流

(ア) 地方分権の進展

地方分権一括法*の施行により地方分権は実行の段階に入り、市町村においてもこれに対応した行政体制の充実・強化が求められています。地方分権社会では、自治体の自主性が尊重され権限も強化されますが、同時に自己責任も重視されることとなります。このため、市町村合併によって、専門的で高度な行政サービスを提供できるよう専門職員を配置したり、企画政策能力に優れた組織や人材を確保するなど、自立したまちづくりを進める必要があります。

（イ）住民ニーズの多様化、高度化への対応

地球規模の環境問題、国際化の進展、情報化社会への移行など、社会環境の変化は著しく、住民生活にも影響を及ぼしています。また、住民ニーズも多様化、高度化しており、交通手段の発達に伴う日常生活圏の拡大は道路や公共施設の整備、土地利用、生活環境、福祉、教育など、多くの分野で従来の行政区域を越えた広域的な対応を必要としています。

（ウ）財政基盤の強化

財政の硬直化、税収の伸び悩みなど国、地方を通じて財政状況は悪化しており、財政健全化に向けて国においては、地方交付税制度*の見直し論議に着手しています。地方税などの自主財源に乏しい市町村の財政を支えてきた地方交付税制度は、将来に向けて厳しい見通しとなっています。このため、今後は、より一層効率的な行財政運営を進め、財政基盤を強化していくことが求められています。

地域の現状

（ア）定住人口の減少、少子・高齢化への対応

上五島地域では、若年層を中心に人口の島外流出が進み、定住人口は減少を続けています。さらに、少子化と同時に、高齢化が県平均を上回る速度で進行しており、特に医療・福祉分野の需要は今後とも増大することが見込まれます。また、生産年齢人口の減少から地域活力の低下が懸念されています。人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図っていくためには、合併による統合のメリットを活かして各分野の行政水準を向上させ、より高度で効果的な施策展開を図っていく必要があります。

（イ）地域間競争への対応

地方分権の時代は、自己決定・自己責任の原則のもと、自立する地域間の競争の時代でもあります。上五島地域は離島であることに加え、急峻な山並みが海に迫り、平地に乏しいという地形的制約の中で、基幹産業である水産業の停滞と過疎化の進行という厳しい条件を抱えています。合併することによって、一つひとつの町では限界のあった取組みを強化し、広域的なまちづくりを進め、交流人口の増大を地域経済の振興につなげることを目指していく必要があります。

（２）期待される効果

合併することによって、下記のような効果が期待されます。

行財政基盤の強化

現在の５町の財政状況は厳しい状況にありますが、合併することによって財政規模が拡大し、財政基盤が強化されることにより、弾力的な財政運営が可能となります。また、各町単位では設置が困難だった環境部門や政策立案部門に対して、専任組織や職員を配置することができるなど、専門的で高度な行政サービスを提供する体制を整備することができます。

行財政運営の効率化

合併によって、総務、会計等の管理部門の職員のほか、三役や議員、各種委員会や審議会の委員が減少することによって、経費が節減されます。

また、類似施設の重複投資を避けることができる一方、強化された財政基盤のもと、重点的な投資を行うことができます。

広域的なまちづくりの実現

広域的な視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用等、地域の個性を活かしたまちづくりを実施することができます。また、環境問題や観光振興など、広域的な調整や連携した取り組みを必要とする施策を効果的に展開することができます。合併することによって、新町として一体性をもった均衡ある発展を目指していくことができます。

住民の利便性の向上

合併することによって、小中学校区の区割りの適正化や、保育所の適正配置など、広域的な観点からサービス利用の範囲を見直すことができます。また、これまで利用しにくかった他町の公共施設を、旧町の境界とは関係なく利用することが可能になるため、これまでより利便性が向上します。

２．計画策定の方針

（１）計画の趣旨

本計画においては、若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町の合併後の新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、５町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、より詳細で具体的な内容については、新町において策定する基本構想、基本計画などに委ねるものとします。

（２）計画の構成

本計画は、新しいまちづくりを進めるための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

（３）計画の期間

本計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね１０年について定めるものとします。

（４）その他

新しいまちづくりを進めるための基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとし、公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域のバランスや地域特性、財政事情等を考慮しながら、逐次整備していくものとします。

また、財政計画の策定にあたっては、地方交付税、国や県の補助金、地方債*等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう十分留意することとします。

．新町の概況

1．位置と地勢

（１）位置

新町は、九州の西端、長崎県五島列島の北部に位置し、中通島と若松島を中心とする 7 つの有人島と 60 の無人島から構成されています。北は海上 0.6km を隔てて北松浦郡小値賀町に、南は海上 1km を隔てて南松浦郡奈留町に面しています。本土には、奈良尾港から長崎港まで 77km、有川港から佐世保港まで 60 km の距離（いずれも直線）にあります。

（２）地形

地形は全般に細長く、急峻な山々が連なり、平地は海岸沿いにわずかに広がっているにとどまり、大きな河川はありません。

海岸線延長は約 429 km に及び、南北に細長い中通島には白砂をたたえた多くの自然海浜が存在し、海蝕崖など、複雑で変化に富んだ地形が特色となっています。また、東海岸の断崖の男性的な眺望と、西海岸に広がる若松瀬戸の景観は非常に美しく、観光客にも人気があります。海と山の豊かな自然を擁する新町は、その大部分が西海国立公園に指定されています。

（３）気候

新町の気候は対馬暖流の影響で温暖ですが、台風の常襲地域でもあり、年間降雨量が多くなっています。

（４）面積

新町の総面積は 213.7 k m² であり、民有地の地目別では山林 73.6%（県全体では 44.4%）、畑 16.5%、宅地 4.0% となっています。

（５）交通アクセス

本土との交通は、奈良尾港～長崎港、鯛ノ浦港（有川町）～長崎港、有川港～佐世保港、友住港（有川町）～佐世保港の定期航路と、若松港、青方港（上五島町）に寄港する福江～博多間のフェリーが就航しています。また、空路では、上五島空港（有川町）～長崎空港に 1 日 2 便、上五島空港～福岡空港に 1 日 1 便、定員 9 名の小型機が就航しています。

２．歴史・文化

（１）上五島地域の歴史・文化

上五島地域では、地域内の各所から旧石器時代、縄文時代、弥生時代の遺跡が発見されていることから、これらの時代から人類が生活を営んでいたと推測されています。平安時代には遣唐使船の寄港地にもなるなど、大陸交流の拠点として栄えました。

また、江戸時代には、幕府からの厳しい弾圧によって信仰を隠さなければならなかったキリスト教徒が、新たな生活の場として移住した地域の一つでもあります。

産業的には、捕鯨、定置網、まき網、養殖などの水産業を中心に栄え、今日はその衰退が見られるものの、これまでに蓄積された歴史・文化は脈々と受け継がれています。

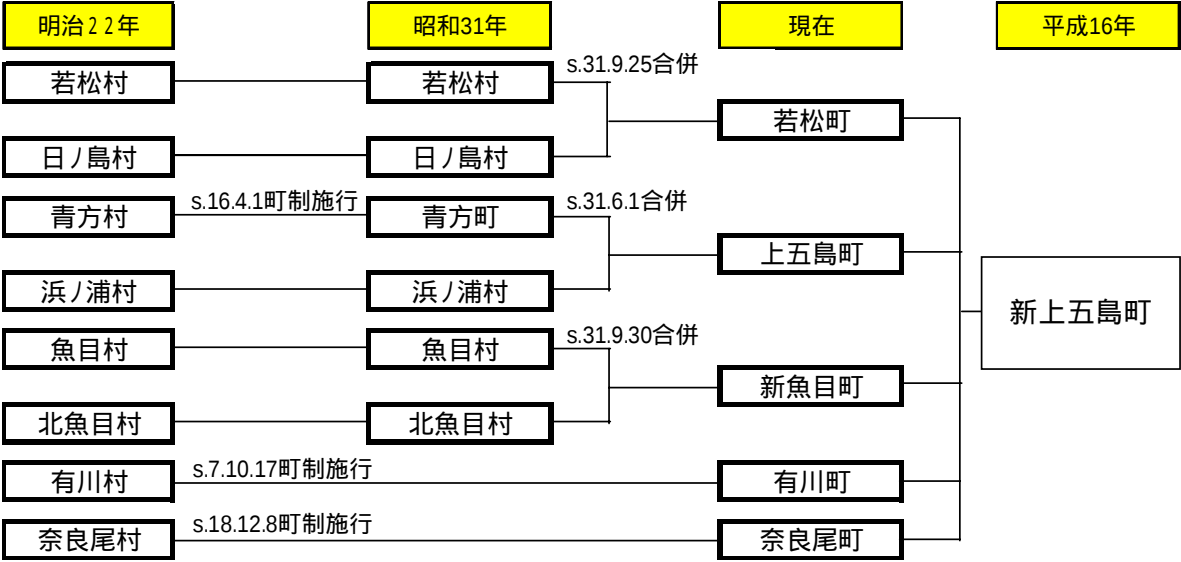
さらに、カトリック教会や寺社をはじめとして地域内には多くの遺跡や文化財が残っています。上五島神楽や青方念仏踊り、捕鯨の伝統を伝える鯨唄や羽差踊り等の郷土芸能、弁財天などの伝統行事等が継承され、独特の地域文化を形成しています。

（２）町村合併の歴史

町村制が施行された明治 22 年 4 月 1 日、上五島地域は若松村、日ノ島村、青方村、浜ノ浦村、魚目村、北魚目村、有川村、奈良尾村の 8 村で構成されていました。その後、昭和に入って、青方村、有川村、奈良尾村がそれぞれ町制を施行しています。

また、全国的に市町村合併が促進され、「昭和の大合併」と呼ばれた昭和 30 年代には、上五島地域でも合併が進み、若松村と日ノ島村が若松町に、青方町と浜ノ浦村が上五島町に、魚目村と北魚目村が新魚目町に、それぞれ合併しました。

図表 1 行政区画の変遷



資料：各町資料より作成

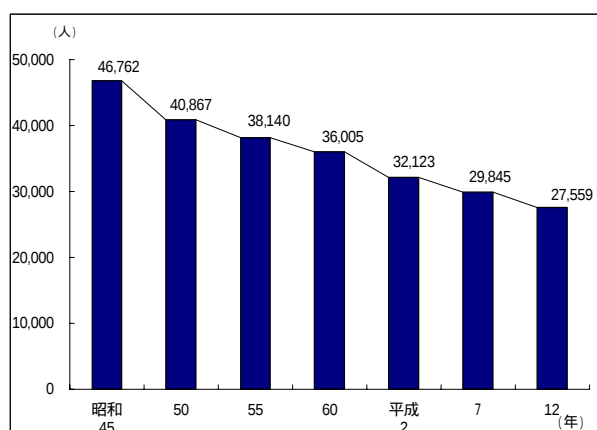
3. 人口・世帯

(1) 人口

上五島地域の人口は5町で計27,559人(平成12年国勢調査)です。平成7年と比較して2,286人(7.7%)の減少となっています。全体に減少傾向が続いており、減少率は県平均を上回っています。

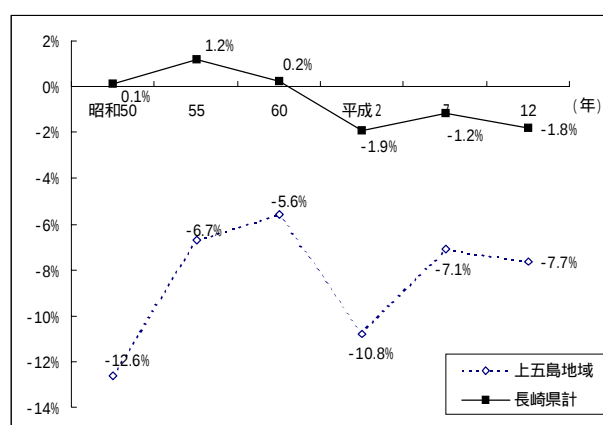
これは、出生数が低下している(自然減)ことのほかに、若年層の地域外への流出(社会減)が最大の要因です。また、上五島地域の基幹産業である水産業をとりまく環境が厳しいことも、定住人口減少の要因となっていると考えられます。

図表 2 総人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図表 3 人口の増減率の推移



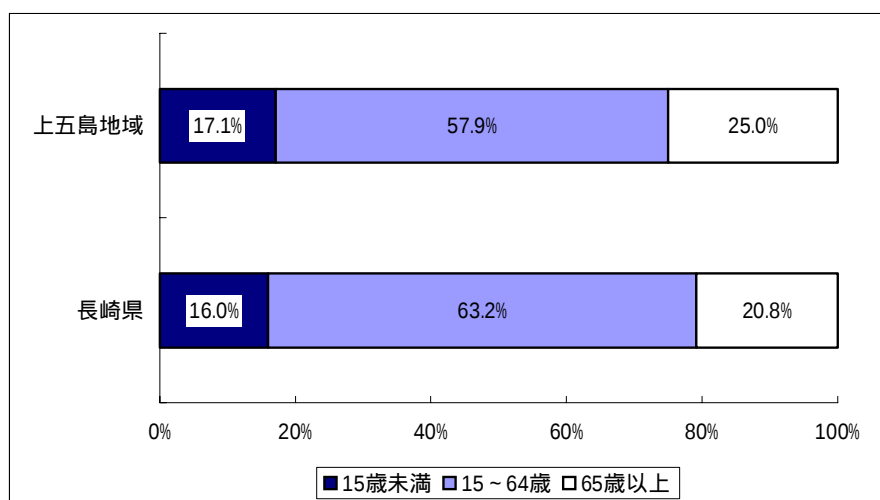
注：前回調査時(5年前)と比較した際の増減率
資料：総務省「国勢調査」

(注)

- たとえば、自然減としては、上五島地域の昭和50年の0~4歳人口は3,650人でしたが、平成12年には1,267人と、半数以下になっています。
- また、昭和40年以降は、高度成長期に重なっていたこともあり、産業の担い手であった若年労働者の流出が激しく、義務教育終了とともに島外流出の傾向が生じました。さらに、ベビーブームの終焉とともに14歳以下の階層も年齢が下がるにつれて減少しています。現在においても、平成13年度の高卒者(上五島高校、中五島高校)337人のうち、9割以上の315人が就業・就学などのために島外に転出しており(参考資料図表39)、これは社会減の大きな要因となっています。
- 漁獲高は年々減少しており(参考資料図表13)、それに伴って漁業経営体数も減少傾向をたどる(参考資料図表15)など、水産業における雇用吸収力が低下しています。また、事業所数は概ね横ばいですが、従業者数は減少傾向にある(いずれも参考資料図表24)ことから、零細な事業所が増えていることが分かります。これらのデータによって、雇用機会が少ないために島外に人口が流出していることがうかがえます。

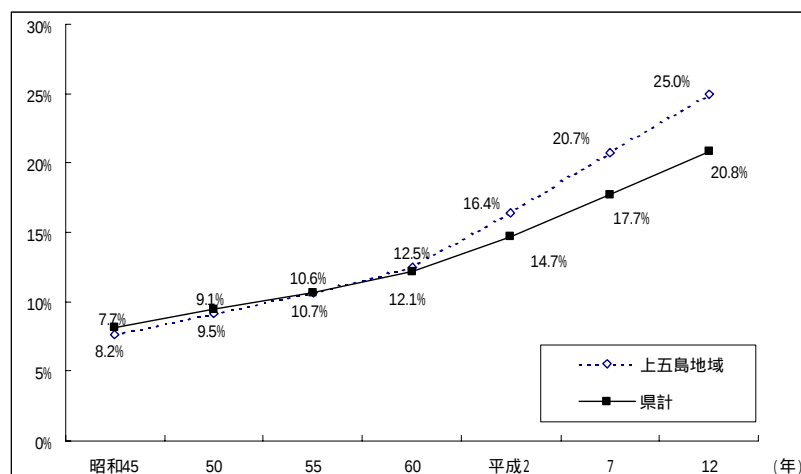
年齢階層別人口比率（平成 12 年国勢調査）では、県全体と比較して、年少人口（15 歳未満）と高齢者人口（65 歳以上）の比率が高く、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の比率が低くなっています。特に、高齢者人口の比率は増加傾向にあり、平成 2 年には 16.4%であったのが、平成 12 年には 25.0%となっています。

図表 4 年齢階層別人口



資料：総務省「国勢調査」（平成 12 年）

図表 5 高齢者人口比率の推移

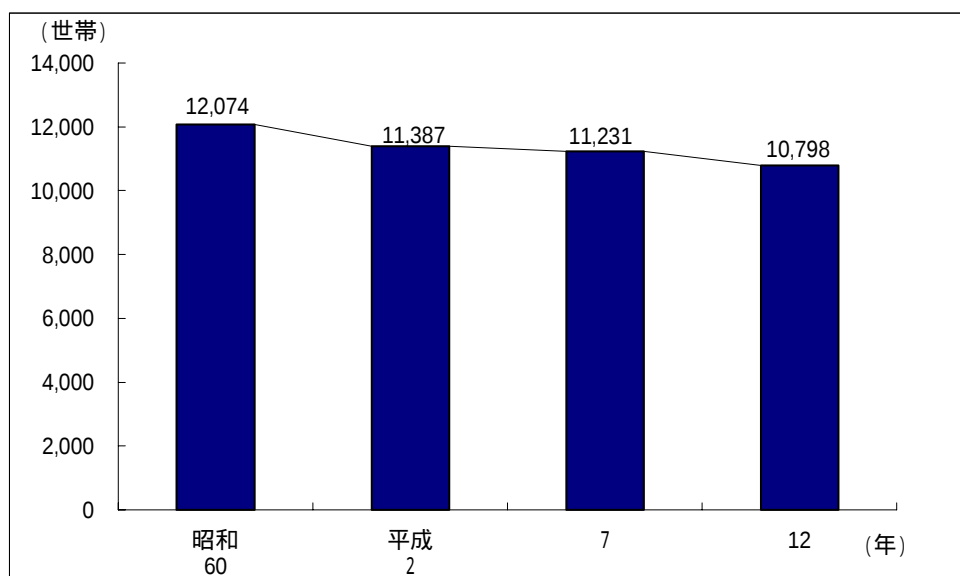


資料：総務省「国勢調査」

(2) 世帯数

平成 12 年の上五島地域の世帯数は 10,798 世帯であり、平成 7 年と比較すると 433 世帯 (3.9%) の減少となっています。

図表 6 世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

4 . 産業構造

上五島地域の就業者人口割合（平成 12 年国勢調査）は、第 1 次産業と第 2 次産業が同率で 18.3%、第 3 次産業が 63.4%と、第 3 次産業が 6 割以上を占めています。

図表 7 産業別就業者数

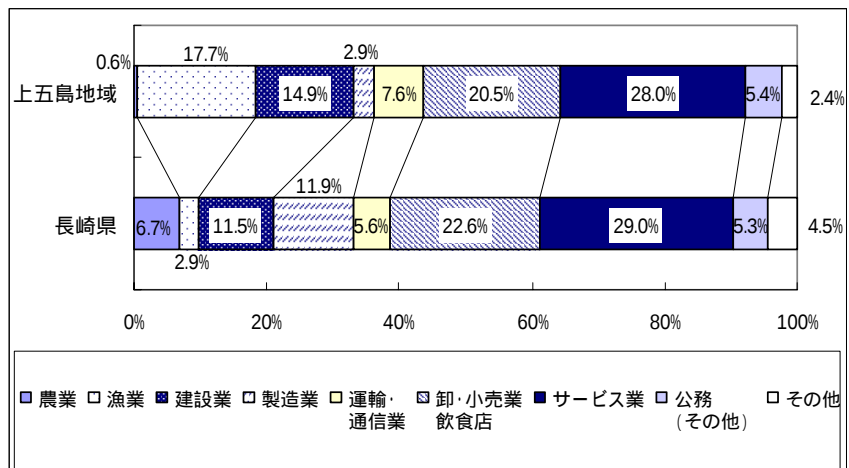
単位：人			
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総就業者数	12,654	12,186	10,979
	(100.0)	(100.0)	(100.0)
第 1 次産業	3,446	2,726	2,014
	(27.2)	(22.4)	(18.3)
第 2 次産業	2,557	2,502	2,014
	(20.2)	(20.5)	(18.3)
第 3 次産業	6,651	6,958	6,951
	(52.6)	(57.1)	(63.4)

() 内は構成比：%

分類不能を除く。
資料：総務省「国勢調査」

さらに産業分類別（平成 12 年）に見ると、サービス業（28.0%）、卸・小売業・飲食店（20.5%）、漁業（17.7%）の順で多くなっています。また、第 1 次産業の中でも漁業の比率が県の 2.9%に比較して 17.7%と高くなっている一方で、農業や製造業は低くなっています。

図表 8 産業分類別就業人口



分類不能を除く。

資料：総務省「国勢調査」平成 12 年

漁業については、総就業者数の 17.7% を占めており、これはサービス業（28.0%）、卸・小売業・飲食店（20.5%）に次いで第 3 位であり、上五島地域の基幹産業の一つとなっています。しかし、近年の輸入水産物の増大に伴う魚価の低迷、生産量の伸び悩み等により、経営体数は減少傾向にあります。また、生産の主力であったまき網漁業のほか、一本釣り、延縄、定置網漁業ともに漁獲量は減少しており、水産業をとりまく環境は厳しいのが現状です。

商業については、浦桑地区に大型小売店が集積しており、上五島地域の商業活動の中核を形成しつつあります。その一方で、旧町の中心商店街の空洞化が進み、新たな商店街振興策が求められています。

製造業は零細な事業所が多く、従業員が 4 人以上の事業所は 59 か所（平成 10 年）となっています。また、事業所数、従業員数、製造品出荷額ともに減少傾向にあるなど、厳しい状況が続いています。なお、主な地場産品としては、五島うどん、あご製品、椿油等があります。

観光産業については、平成 12 年の上五島地域の観光客数は 219,788 人、観光消費額は 25 億 9,600 万円で、いずれも概ね増加傾向にあるなど、観光地としての上五島地域の潜在力が高いことが分かります。主要観光地としては、カトリック教会や海水浴場などがあります。

5. まちづくりの課題

(1) 5町の総合計画

各町の総合計画に定められている目標や将来像では、「海」「ロマン」「人と自然」「共生」「歴史・文化」「夢」「交流」などがキーワードとなっています。

図表 9 各町の総合計画の目標・将来像

	町の目標・将来像
若松町	潮の香 人の和 いにしえロマン ～人と自然と文化の共生～
上五島町	人・文化・自然 輝きつどう交流拠点のまち 上五島
新魚目町	歴史と風土の特性に根ざした新世紀にふさわしい夢のある未来を切り開く
有川町	～海とロマンの人間郷～『五島・マリンピア・ありかわ』
奈良尾町	月夜間とロマンの里・ならお

(2) 広域行政圏計画・県計画

上五島地域広域行政圏計画では、基本的な理念として「豊かな地域資源を活かした海洋圏域の形成」「快適で暮らしがいのある圏域(しま)の形成」などの方向性が示されています。

また、県の総合計画では、「交流」「誇り」「力みなぎる」などをキーワードとして、将来像が描かれています。

図表 10 各計画における基本的な理念、将来像

■ 上五島地域広域行政圏計画

基本的な理念	豊かな地域資源を活かした海洋圏域の形成 快適で暮らしがいのある圏域(しま)の形成
--------	---

■ 長崎県長期総合計画

五島地域の将来像	・ 多様な人々に多彩な魅力を提供する、人集う交流の「しま」 ・ 地域住民が支え合う、誇りに満ちた「しま」 ・ 農業、水産業の競争力ある産地として力みなぎる「しま」
----------	---

(3) 住民意識調査

成人と高校生に対する住民意識調査(平成13年11月～12月実施)によると、上五島地域の将来イメージとしては、成人、高校生ともに「美しい海や緑豊かな自然環境を大切にするまち」が第1位となっています。

図表 11 上五島地域の将来イメージ

(成人)

1. 「美しい海や緑豊かな自然環境を大切にするまち」41.5%
2. 「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」36.1%
3. 「道路、上下水道などの生活環境が整ったまち」31.3%

(高校生)

1. 「美しい海や緑豊かな自然環境を大切にするまち」53.8%
2. 「多くの観光客が訪れ、活発な交流が行われる観光のまち」32.9%
3. 「商工業、サービス業などの働く場に恵まれた産業のまち」31.9%

また、今後の行政サービスに望むこと・優先してほしいこととしては、成人では「病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実」(43.3%)、高校生では「買い物や飲食が楽しめる商業施設の整備」(46.8%)が第1位としてあげられています。

図表 12 今後の行政サービスに望むこと・優先してほしいこと(優先すべき事業)

(成人)

1. 「病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実」(43.3%)
2. 「雇用機会の創出」(38.2%)
3. 「高齢者・障害者のための施設の整備やサービスの充実」(32.2%)

(高校生)

1. 「買い物や飲食が楽しめる商業施設の整備」(46.8%)
2. 「病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実」(42.6%)
3. 「現在の町の間を結ぶ公共交通の便利さ」(37.9%)

(4) 医療・福祉関連施設の整備状況

今後の行政サービスに望むこと・優先してほしいこととして、成人、高校生ともに優先順位が高かったのは「病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実」でした（成人は1位、高校生は2位）。

上五島地域における医療関連施設については、上五島町、有川町、奈良尾町にそれぞれ1箇所ずつ、計3箇所に離島医療圏組合の病院が、また、若松町に1箇所、新魚目町に1箇所、病床を有する公立診療所が整備されています。人口千人あたりの病床数は10.96床と、県平均の19.39床より8.43ポイント下回っており、今後の高齢化の進行を考慮すると、さらなる施設整備の充実が必要となっています。

一方、高齢者福祉サービスのうち、特別養護老人ホームは各町すべてに整備されており、高齢者介護施設に関しては現段階では一定のニーズを満たしていると考えられます。

図表 13 人口千人あたり病床数及び医師数

	公立病院（診療所）	一般病院・診療所病床数 （人口千人当たり）	医師数 （人口千人当たり）
若松町	(1)	4.42	0.23
上五島町	1	20.90	2.71
新魚目町	(1)	3.80	0.80
有川町	1	6.61	0.93
奈良尾町	1	18.01	0.60
上五島地域	3(2)	10.96	1.23
下五島地域		18.24	1.57
長崎県		19.39	2.28

資料：公立病院（診療所）は各町調べ

「医療施設（動態）調査」平成11年

人口…総務省統計局平成12年「国勢調査第1次基本集計結果」

図表 14 老人ホームと老人保健施設の現状

単位：か所

	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	老人保健施設
若松町	1		
上五島町	1		
新魚目町	1		1
有川町	1		1

奈良尾町	1		
広域圏組合		1	
計	5	1	2

注：平成 13 年 5 月 1 日現在

資料：「上五島地域広域行政圏計画」

【上五島地域の現状】

- ・ 平地が少なく山林が多い。周囲を海に囲まれている。
- ・ 豊かな自然資源と、歴史文化遺産を有している。
- ・ 離島のため、運賃・輸送コストがかかり、航路・空路の就航に気象の影響を受けやすい。
- ・ 少子・高齢化と就業人口の減少が進んでいる。
- ・ 基幹産業である水産業は就業者数が減少し、停滞傾向にある。
- ・ 医療関連施設の充実が求められている。
- ・ 財政状況は厳しく、自立力は低下傾向にある。

■ 広域行政圏計画、県総合計画

- ・ 「豊かな地域資源を活かした海洋圏域の形成」
- ・ 「快適で暮らしがいのある圏域（しま）の形成」
- ・ 「交流」「誇り」「力みなぎる」

■ 各町の総合計画

- 「海」「ロマン」「人と自然」「共生」
- 「歴史・文化」「夢」「交流」

■ 住民意識調査

- ・ 将来イメージとしては、成人・高校生ともに「美しい海や緑豊かな自然環境を大切にするまち」が第1位。
- ・ 今後の行政サービスに望むこと、優先してほしいこととして、成人では「病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実」(43.3%)、高校生では「買い物や飲食が楽しめる商業施設の整備」(46.8%)

【まちづくりの課題】

■ 「海」「歴史・文化」などの地域資源を有効に活用し、住民が「誇り」を持てるまちづくりが求められている。

上五島地域の住民が最も誇りに思うのは、美しい海と豊かな自然、そして島を開拓し支えてきた人々の営みの象徴である歴史・文化です。地域の「誇り」を原点とし、活力を生み出すまちづくりが求められています。

■ 「交流」によって「活力」を生み出し、雇用機会を拡大するなど自立を促進する仕掛けが必要である。

上五島地域の美しい自然を有効に活用し観光振興を図る一方で、地域経済の低迷を打開するべく、基幹産業である水産業のテコ入れを行う必要があります。さらに、新たな産業の創出によって雇用機会を拡大し、交流人口の増大を図ることが求められます。また、そうした活動の基本となる交通網や高度情報インフラ*の整備・充実も必要となっています。

■ 安心して快適・便利に暮らすことができる環境の整備が求められている。

住民意識調査によると、成人においては「病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実」が、また、高校生においては「買い物や飲食が楽しめる商業施設の整備」がそれぞれ第1位になっています。新町のまちづくりには、安心して快適・便利に暮らすことができる環境の整備が求められています。

．主要指標の見通し

1．人口

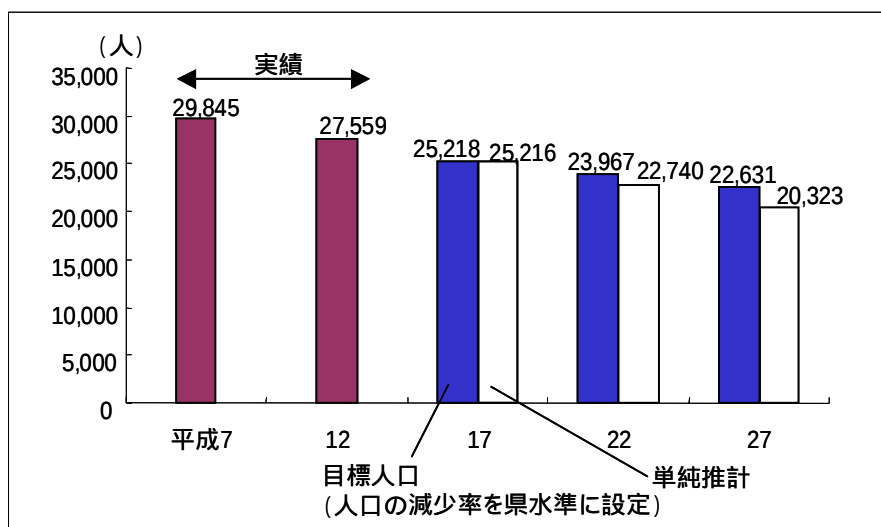
(1) 総人口

新町の将来人口は、現状のまま推移すれば、平成 17 年以降も減少傾向をたどると考えられ、平成 27 年には 20,323 人と、平成 12 年と比較して 26.3%減少すると見込まれます。

ただし、新町においては、島内産業の振興、交流人口増加対策に注力して経済の活性化に努めるとともに生活環境等を整備して、定住人口の減少に歯止めをかけることを目指します。

このため、合併後の人口の減少率（社会減）を県全体と同水準に設定し、平成 27 年における総人口推計約 22,600 人を目標人口として設定します。

図表 15 総人口の推計



資料：国勢調査および財団法人統計情報研究開発センターのデータをもとに推計

推計手法について

推計にあたっては、財団法人統計情報研究開発センターによる推計値を使用しました。この推計では、平成 7 年と平成 12 年の男女別・5 歳階級人口（国勢調査）を使用し、コーホート変化率法*によって 5 年ごとに推計しています。

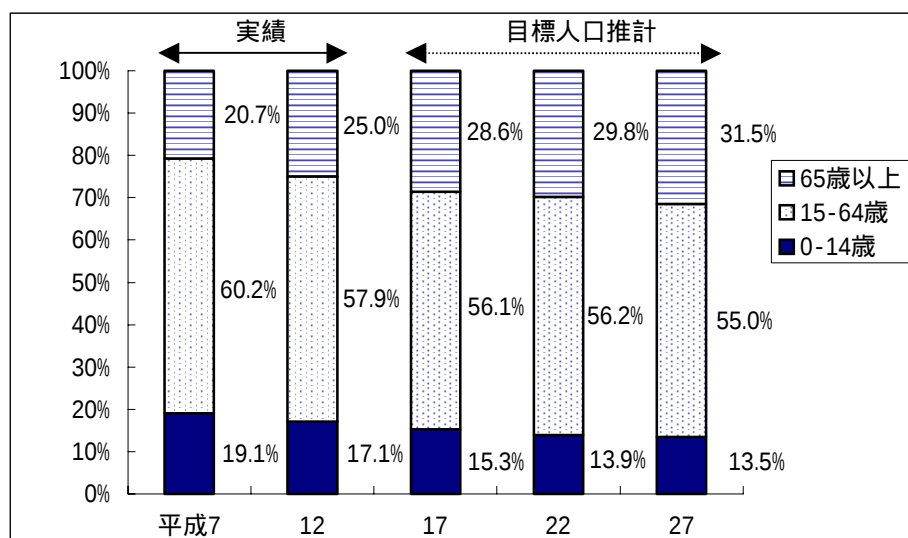
コーホート変化率法とは、過去のデータから年齢階層別の変化率を算出して将来人口を推計するものであり、各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させた推計方法です。なお、変化率には、自然増減（出生と死亡の差）・社会増減（転出と転入の差）の両方が含まれていますが、若年層の変化率は、ほぼ社会増減によるものと考えられます。

ここでは、新町における施策によって若年層の人口流出を県並みに抑制することを前提として、10～24 歳の変化率を県水準に設定し、目標人口としました。

(2) 年齢別人口

年齢別構成を見ると、年少人口（0 - 14 歳）が平成 27 年にかけて年々減少する一方で、高齢者人口（65 歳以上）が平成 27 年には 31.5% となるなど、平成 12 年と比較して 6.5 ポイントの増加になると予想されます。また、生産年齢人口（15 - 64 歳）は漸減することが見込まれ、少子・高齢化の傾向は避けられない見通しです。

図表 16 年齢別構成の推計



資料：国勢調査および財団法人統計情報研究開発センターのデータをもとに推計

(3) 就業人口

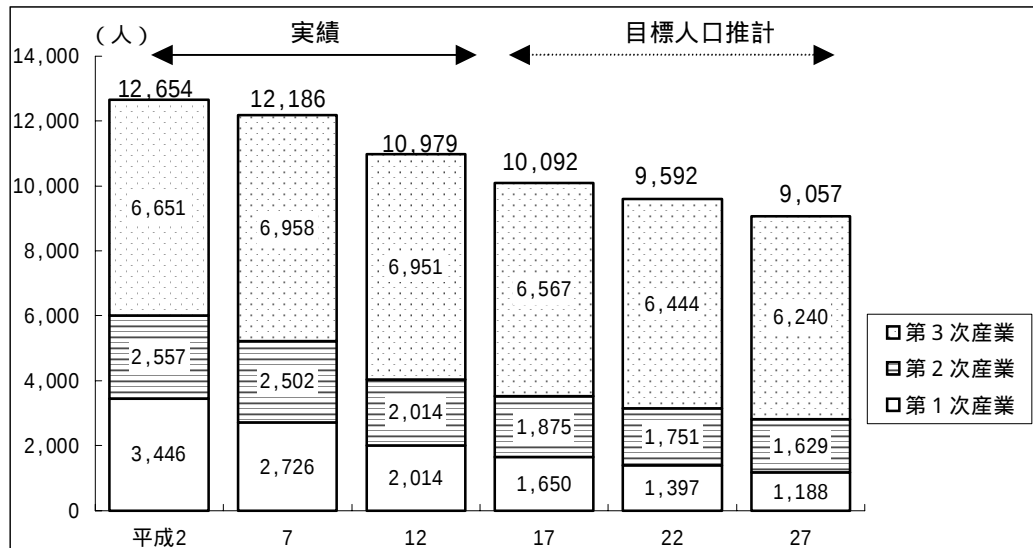
平成 2 年から平成 12 年まで総人口に占める就業者数の割合は 40% 前後と概ね横ばいであることから、平成 17 年以降もその傾向が続くと仮定して推計しました。

その結果、平成 12 年の 10,979 人から、平成 27 年には 18% 減の 9,057 人になると予想されます。

図表 17 就業人口の推計

単位：人、%

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業者数	12,654	12,186	10,979	10,092	9,592	9,057
総人口	32,123	29,845	27,559	25,218	23,967	22,631
15-64 歳	19,903	17,972	15,957	14,143	13,565	12,521
対総人口比	39.4	40.8	39.8	40.0	40.0	40.0



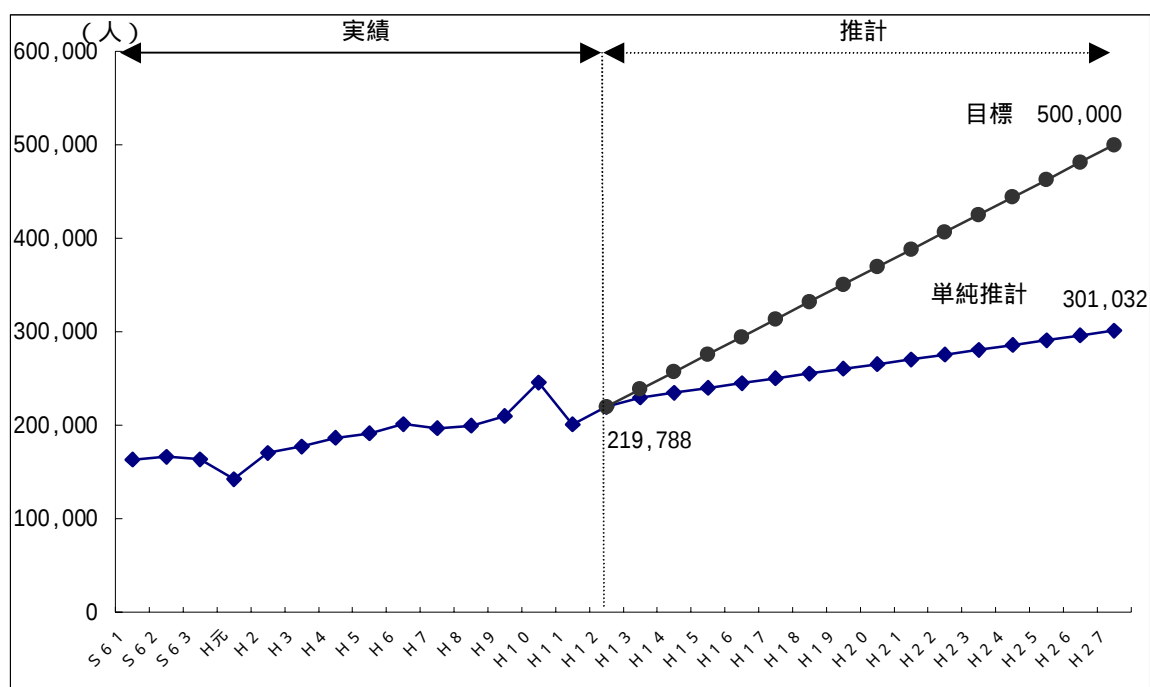
資料：国勢調査をもとに推計

(4) 交流人口

交流人口は、観光客延人数をモデルとして推計した結果、昭和 61 年から平成 12 年までの傾向が平成 27 年まで続くと仮定すると、301,032 人となりました。

ただし、新町にとって、観光は交流人口を確保する重要な施策であり、合併によってさらなる観光事業の振興に努めることから、現状の倍増である 50 万人を交流人口の目標として定めます。また、下五島地域の年間の観光客延人数が現在約 100 万人であることも勘案すると、新町において積極的に施策を講じることにより、今後さらなる交流人口の増大を図ることができる可能性を有していると考えられます。

図表 18 観光客延人数の推計



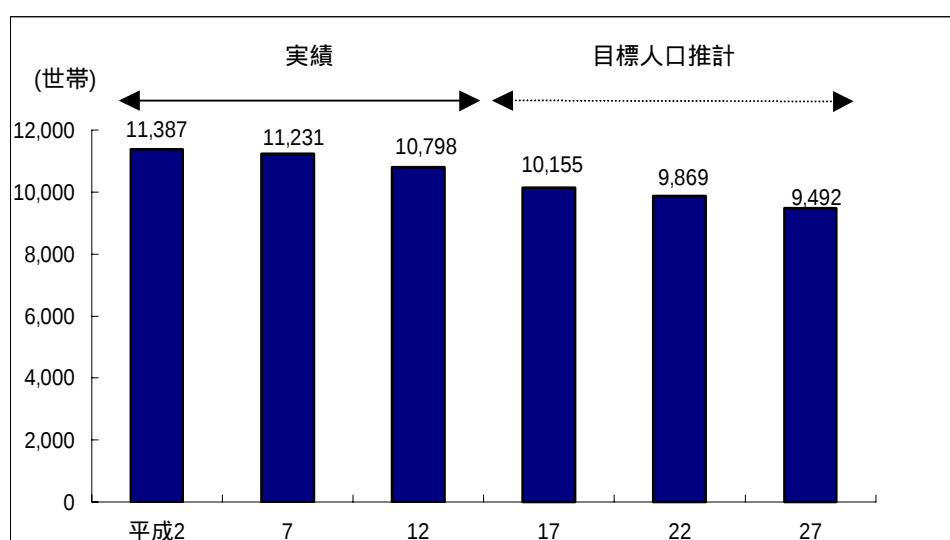
資料：県観光統計をもとに推計

2 . 世帯数

(1) 世帯数

世帯数は人口と同様に減少傾向にあり、平成 12 年の 10,798 世帯から平成 27 年には 9,492 世帯になると見込まれており、平成 12 年と比較すると 12.1%の減少となります。

図表 19 世帯数の推移



(資料) 国勢調査および財団法人統計情報研究開発センターのデータをもとに推計

．新町建設の基本理念

1 ．新町の将来像

新町の将来像は、合併の効果、まちづくりの課題、旧町の総合計画、広域行政圏計画や県の長期総合計画、しまの活性化プラン推進会議提言等のほか、住民意識調査などを総合的に勘案した上で、下記のとおり定めます。

新町の将来像

つばき香り 豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま
—安心して生活できる環境づくりと交流・雇用の促進をめざして—

○「つばき」を新町の個性ある「自然」の象徴として活かします。

上五島地域は山林が多く、美しい海浜や景観などの自然環境に恵まれています。なかでも椿の花はしまの季節を彩る地域の自然の象徴でもあります。また、椿油は特産品として定着しており、頭髮用をはじめ、五島うどんの伸ばし材料としても利用されており、その独特な風味、香りが五島うどんの特色ともなっています。しまの豊かな自然の象徴であるつばきを新町のまちづくりの資源として活かし、つばきのしまづくりを進めます。

○上五島地域にとって、「海」は母なる資源です。

海は海洋資源の宝庫であり、住民の生活の糧を供給し、しまの発展を支えてきました。新町においては、基幹産業である水産業の振興はもとより、海洋空間を活用した海洋観光（ブルーツーリズム*）や海洋スポーツなどの振興を図り、海に囲まれたしまの特性を活かして、今後とも海と共存しつつ生きていきます。

○特色ある「歴史文化」を地域の誇りとして育んでいきます。

上五島地域は、遣唐使、捕鯨、キリシタンなど、独特の歴史に彩られており、遺跡や文化財、寺社、カトリック教会、郷土芸能など、個性あふれる文化を培ってきました。特に、島内各地にあるカトリック教会は清楚な独自の雰囲気醸し出しており、長崎市内の教会等を含めた環五島灘地域の教会とともに、世界遺産登録を目指す動きがあります。また、五島うどん、椿油などの特産品に象徴される地場産業の技術など、これまで培ってきたしまの歴史文化を地域の誇りとして育んでいきます。

○地方分権時代に対応するため、名実ともに「自立」するしまを目指します。

島外への人口流出が進み、定住人口の減少、少子・高齢化、過疎化の進行、財政状況の悪化など、上五島地域の現状は楽観できない状況にあります。「自己決定・自己責任」を原則とする地方分権時代を迎え、全国の地域間競争はますます激化するものと予想されています。新町においては、そうした困難を打開するために、積極的な地域経営の視点から自立するしまづくりを目指します。

○多様な魅力を活かした「交流」のしまづくりを目指す必要があります。

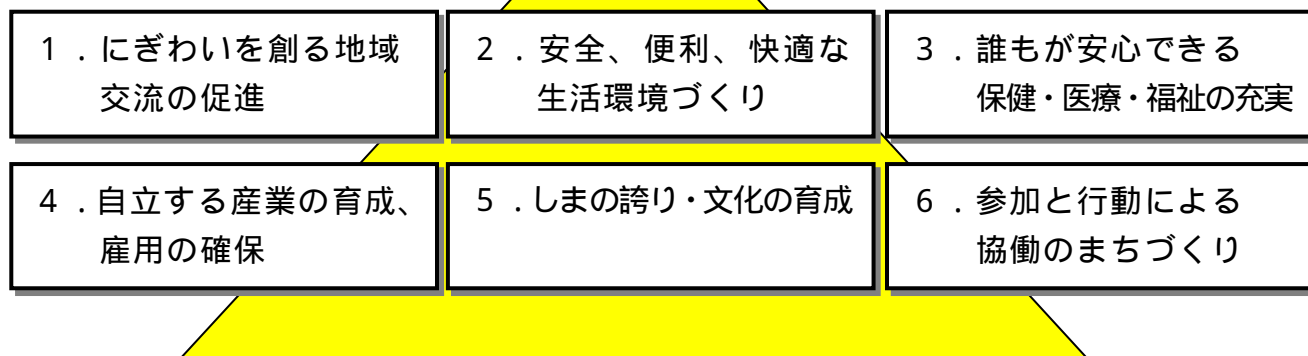
豊かな自然に恵まれた上五島地域は、食、観光、レジャー、伝統文化など、さまざまな体験をすることができる魅力に富むしまです。新町においては、そうした魅力を様々な地域との交流を通じて全国にアピールすることによって交流人口を増大させ、にぎわいと活力あるしまづくりを目指す必要があります。

○住民からは「生活環境」の充実、「雇用機会」の拡大が望まれています。

住民意識調査によると、今後の行政サービスに望むこと、優先してほしいことについては、成人では、「病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実」が、また、高校生では、「買い物や飲食が楽しめる商業施設の整備」がそれぞれ第1位になっています。新町では、こうした住民の立場に立って、健康を心配することなく安心して生活できる環境づくりと、楽しく快適な生活を支える商業機能の整備を進めるなど、生活環境の充実に取り組む必要があります。また、定住の基本は雇用(就業)機会の確保です。魅力的な雇用機会を提供することによって、定住人口の減少に歯止めをかける必要があります。

2 . 新町建設の基本方針

新町建設の基本方針（6本柱）



（1）にぎわいを創る地域交流の促進

新町が魅力ある地域として若者を惹きつけ、活気あるまちであるためには、いつもヒト、モノ、情報が飛び交い、集積してにぎわっている必要があります。とりわけしまである新町は、交通や情報などの交流基盤の整備を進めることによって地理的な不利を克服するとともに、交流人口を増大させるさまざまな仕掛けを講じる必要があります。

なかでも、観光振興は、独特の歴史と貴重な文化資源・自然資源を有する新町にとって、地域の潜在力を最大限に引き出す有力な手段の一つであり、自然体験型交流の舞台としてさらなる飛躍が期待されます。

（2）安全、便利、快適な生活環境づくり

新町に住む人すべてが、いつも安全、便利、快適に暮らすことができる生活環境を整備する必要があります。新町の美しく豊かな自然と、便利で快適な生活を両立させるためには、環境や自然に配慮した開発、整備を行っていくことが求められます。

また、平坦地が少なく傾斜地に住宅が多い上五島地域の特性を考えると、防災対策に万全を期す必要があります。

（3）誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実

高齢者や障害者をはじめ、すべての人がいきいきと健康に暮らすことができる地域社会を築くため、地域福祉・医療体制の充実に努める必要があります。とりわけ、高齢化が著しく進む中で、住民が健康への不安を感じることなく安心して

新町に住み続けることができるよう、医療・福祉サービスの充実は急務となっています。一方で、元気な高齢者は地域活力を支える大切な役割を果たします。積極的な社会参画を促し、地域の一員としてのびのびと活躍できる場を提供していく必要があります。

また、地域の宝である子どもがすくすくと健やかに育つよう、地域が一体となって子育てを支援する体制を整えていく必要があります。

（４）自立する産業の育成、雇用の確保

定住の基本は、就業機会の確保です。魅力ある多様な就業機会を創出するため、既存産業の活性化を図るとともに、次世代に通用する新しい産業を育成する必要があります。

なかでも水産業は、上五島地域を支える基幹産業であるにもかかわらず、近年、就業人口の高齢化や漁獲高の減少により、大変厳しい状況下にあります。こうした困難を打開するため、今後とも水産業の振興に注力する必要があります。

また、地域経済を拡大するためには、地域の資源を活かした産業おこしに取り組むとともに、新たな商品開発、販売拡大を通じた地場産業の振興を図っていく必要があります。

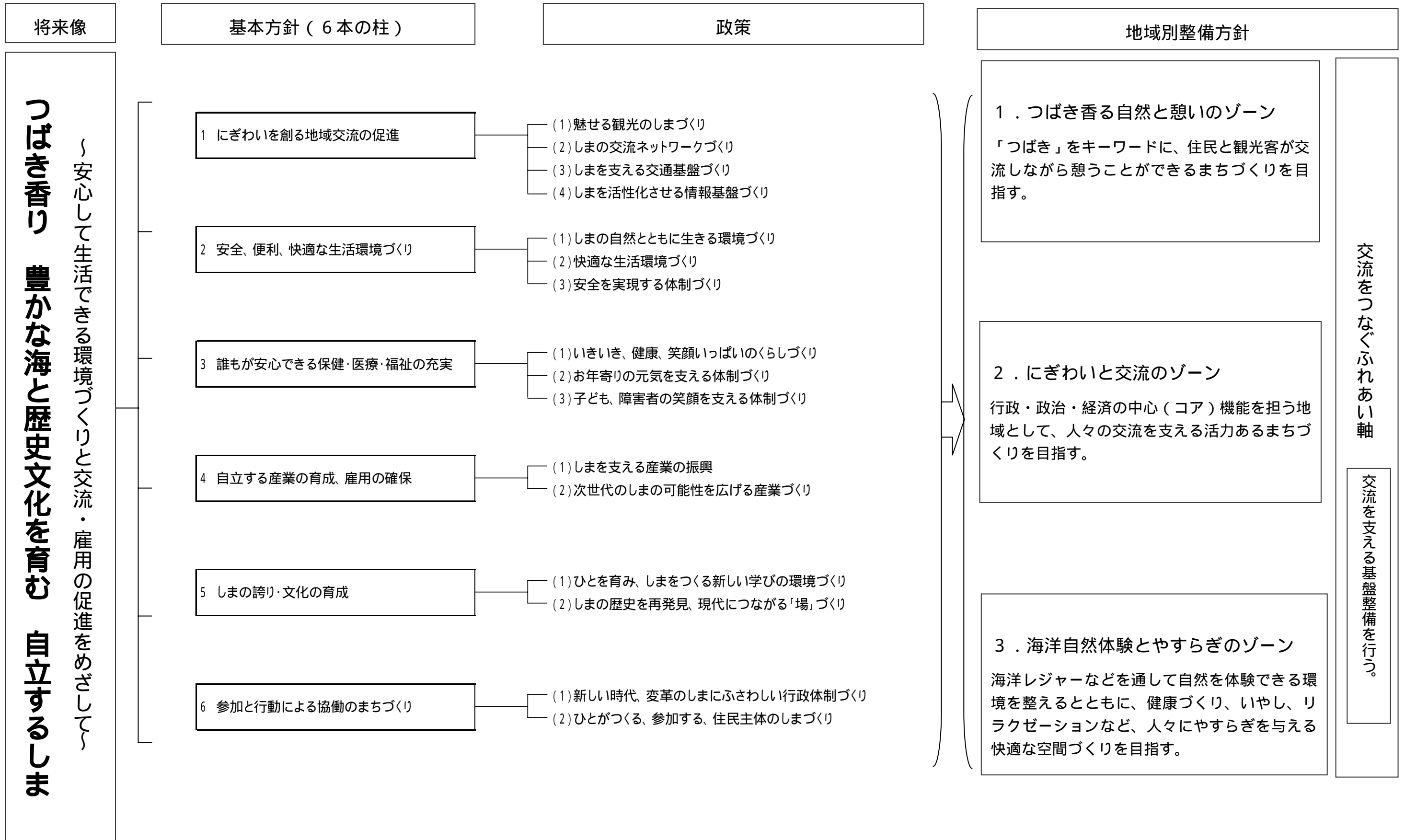
（５）しまの誇り・文化の育成

地域づくりは人づくりです。上五島地域が持つ歴史や文化を大切に継承しながら、それを「しまの誇り」として地域独自の豊かな文化に育てる必要があります。また、住民が生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、有意義な生涯学習の機会を確保するとともに、余暇時間を充実させるための環境整備を進めていく必要があります。

（６）参加と行動による協働のまちづくり

財政状況が厳しいなか、無駄を省き効率的・効果的な行政サービスを提供していく必要があります。情報公開を推進し透明性を高めるとともに、住民が主体的にまちづくりに参画することができる体制を整備していきます。また、住民のまちづくりに対する意識を高めることにより、さまざまな機会を通じて住民のアイデアや意見を反映させる取り組みを行います。

3．新町建設計画の体系



．新町の主要施策

1 ．にぎわいを創る地域交流の促進

地域の交流を活性化するため、観光をはじめとして、国内にとどまらず、国際的な交流を促進します。また、そうした交流を支えるのは交通基盤や情報基盤などのインフラです。島内の生活を支える幹線道路網のほか、島外との交流を結ぶ空路、航路の整備促進に取り組みます。さらに、高度情報化時代に対応するべく、地域情報化の基盤となる情報通信網を整備するとともに、それらを地域の活力に結びつけることができるよう行政情報化を進め、住民の情報活用能力の向上を図ります。

【主要施策の構成】

1 にぎわいを創る地域交流の促進

（１）魅せる観光のしまづくり

観光産業の振興

新たな観光資源の開発

観光地としての情報発信の充実

（２）しまの交流ネットワークづくり

国際・国内交流の推進

（３）しまを支える交通基盤づくり

幹線道路網の整備

島外との空路・航路の充実・整備

（４）しまを活性化させる情報基盤づくり

情報通信網の整備

行政情報化の推進

情報活用能力の向上

(1) 魅せる観光のしまづくり

観光産業の振興

新町は西海国立公園の景観美、カトリック教会等の歴史遺産、五島うどん等の郷土料理など、豊富な観光資源を有しており、観光は水産業に次いで重要な産業となっています。また、上五島地域を訪れる観光客数は増加傾向にあり、将来性も高いと考えられます。交流を促進することにより総合産業としての観光産業の振興を図ることは、地域活性化の有力な手段となっています。

そこで、多くの人を惹きつけ、リーディング産業*としての観光を振興するために、地域に点在する観光資源等を再点検し、個別の改善策を講じます。また、広域的なまちづくりの視点を持ちながら、観光施設の整備等を進めるとともに観光客を誘致するため宣伝事業を実施するなど、観光産業の振興を図ります。

さらに、西海国立公園上五島ビジターセンター*(仮称)、うどんの里など、魅力的な観光拠点の整備を進めるとともに、観光協会等の交流産業を振興する体制についても強化を図ります。

新たな観光資源の開発

新観光ルートの開発・整備を行うほか、農林水産業と協調・連携したグリーンツーリズム*・ブルーツーリズム、海洋スポーツ、エコツーリズム*など自然豊かな新町の特性を活かした自然体験型交流促進事業を展開します。また、定置網体験など上五島地域の文化・産業や自然環境を活かした「体験型」の観光を充実し、交流人口の増大を図ります。さらに、既存施設の再整備を進めるとともに、カトリック教会群、つばき、温泉等、地域固有の財産を観光資源として活用するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。

観光地としての情報発信の充実

新町は豊富な観光資源を有し、観光客数も増加傾向にあります。しかし、全国的な知名度は高いとは言えないのが実状です。そのため、IT*の活用や郷土人会を通じて新町が魅力的な観光地であることを全国にアピールし、より多くの観光客を誘致できるよう、情報発信機能の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	内容
■ 観光施設整備事業	より多くの観光客を誘致するため、既存の公的宿泊施設改築や、観光拠点施設、スポーツ・レジャー施設等の整備を進めます。
■ うどんの里整備事業	再掲 p. 50
■ 西海国立公園上五島ビジターセンター（仮称）建設事業（県）	再掲 p. 37
■ 自然体験型交流促進事業	新町の持つ特性を活用して、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、エコツーリズム、海洋スポーツ振興事業などを実施します。
■ 歴史文化資源調査・登録整備事業	再掲 p. 54
■ つばき産業の育成事業	再掲 p. 50
■ 物産館建設事業	ビジターセンターに物産館を併設し、地場産品の販売を促進するとともに、観光振興を図るため、関連情報を提供します。

（２）しまの交流ネットワークづくり

国際・国内交流の促進

交流人口の増大を図るとともに、国際感覚豊かな人材を育成するため、各種教育制度や交流イベント等を充実するほか、姉妹都市交流を行うなど、国際・国内交流の促進に取り組みます。

【主な事業】

事業名	内容
■ トライアスロン*イン五島列島 開催事業	全国的にも知名度があるトライアスロン大会を継続的に実施します。また、新町全域を視野に入れたコースも検討するなど、交流人口をさらに増大させる工夫を行います。
■ 島外とのホームステイ交流事業	再掲 p. 53
■ 国際交流促進事業	外国との交流を促進するため、海外からのホームステイの受け入れ支援を行います。また、麵を通じた国際交流事業など、地域資源を活かした国際交流の促進に努めます。
■ マリンスポーツフェスティン 上五島開催事業	各地域で行われているヨットレースやペーロン大会等を連携するとともに、海洋スポーツ体験教室などのイベントを付加して充実し、海洋スポーツの振興を図ります。

(3) しまを支える交通基盤づくり

幹線道路網の整備

国道 384 号や主要地方道、一般県道などの幹線道路網は、交流産業をはじめとする地域の経済活動や住民生活を支える重要な役割を担っており、計画的な整備促進に努めます。

島外との空路・航路の充実・整備

島内の経済活動や島外との交流を支えるには、島内外を結ぶ交通基盤の整備が不可欠です。そのため、空路、航路の維持拡充を図り、離島航路の利便性向上対策を講じる等、島外との空路・航路の充実を図るとともに、港湾、漁港の整備を進めます。

【主な事業】

事業名	内容
■ 国道 3 8 4 号整備事業（県）	国道 384 号は物流、緊急輸送、経済の連携を担う新町の骨格をなす道路です。そのため、未改良区間の改良事業を進めます。
■ 主要地方道整備事業、一般県道整備事業（県）	道路幅員の拡幅や急カーブの是正など、主要地方道、一般県道の改良、整備を進め、安全性、利便性の向上に努めます。
■ 港湾整備事業（県） ■ 漁港整備事業（県）	フェリーの大型化や、漁船の係留施設の不足などに対応するため、青方港、有川港、奈良尾港の整備を進めます。
■ 旅客ターミナル建設事業	物流、人流の拠点として、多様な機能を有機的に結びつける中核拠点として、旅客ターミナル建設事業を促進します。

(4) しまを活性化させる情報基盤づくり

情報通信網の整備

役場が遠くなり不便になるのではないかと、住民サービスが低下するのではないかといった合併に伴う不安を解消し、行政や議会等の各種情報を的確に提供するとともに、支所の窓口サービス機能の充実を図るため、行政と地域の情報化を推進します。このため、島内の情報化政策の基盤となる光ファイバー*網、ケーブルテレビ*施設の整備推進など、情報通信網の整備を促進します。

行政情報化の推進

住民記録や税務関連などの行政情報のネットワーク化を進めるとともに、土地情報管理システム(GIS)*の導入を図り、効果的かつ効率的で、住民の利便性を高める行政情報化を推進します。

情報活用能力の向上

さまざまな情報関連基盤も、住民がそれを使いこなすことができてはじめて有効に活かされます。島内の民間企業および住民向けに IT 活用支援事業(IT 相談センターの設置、IT 研修)を実施するほか、学校教育や生涯教育の現場においても IT を活用した事業を実施するなど、多方面から住民の情報活用能力の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	内容
■ 島内の光ファイバー網整備事業	島内の役場、病院、学校等を光ファイバーで結び、行政・教育・福祉・医療・防災等の高度情報化を図ります。
■ ケーブルテレビ施設整備事業	各家庭、事業所と直結する情報網を構築することにより、新町全域における情報提供を効率的・効果的に行います。
■ 行政情報ネットワーク整備事業	庁舎内のシステムの連携により、各種行政情報を一元化し、行政事務の効率化を図ります。また、電子申請*を行えるようにするなど、住民の利便性向上に努めます。
■ I T 活用支援事業	住民向けの IT 講習会や IT 相談センターの設置により、住民のパソコン等 IT 機器の習熟度の向上を図ります。

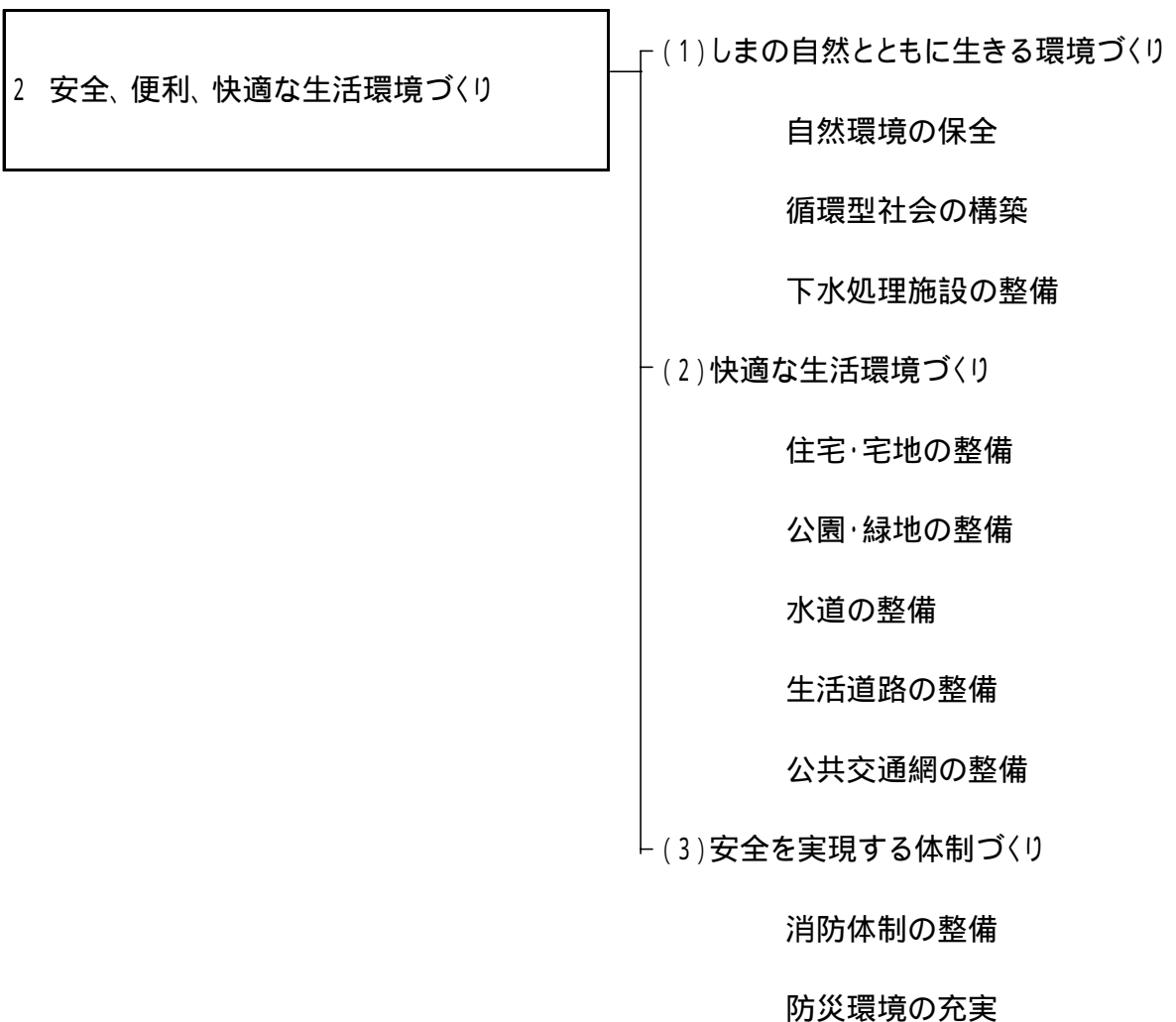
■ I Tを活用した教育事業	再掲 p . 53
----------------	-----------

2 . 安全、便利、快適な生活環境づくり

しまの豊かな自然と共存する環境づくりを実現するため、自然環境の保全、循環型社会の構築、下水処理施設の整備などを促進します。

また、快適な生活環境を実現するため、住宅、公園の整備を行うほか、水道、生活道路などの日常生活に不可欠な社会基盤の充実を図ります。さらに、住民の生活の安全性を確保するため、消防体制の整備とともに、防災体制の強化を行います。

【主要施策の構成】



(1) しまの自然とともに生きる環境づくり

自然環境の保全

新町はその大部分が西海国立公園に指定されており、若松瀬戸の一部は若松海中公園として指定されています。新町の美しく豊かな自然は、将来の世代へと継承していくべきものであり、住民意識調査でも「美しい海や緑豊かな自然環境を大切にするまち」が地域の将来イメージのトップとなっています。このため、河川環境の整備や地球温暖化対策に役立つ新エネルギーの導入促進、廃棄物処理施設の整備等、自然環境の保全に取り組みます。また、新町の自然を紹介するとともに、自然体験型の交流促進にも役立つ西海国立公園上五島ビジターセンター（仮称）の整備を促進します。

循環型社会の構築

ゴミの減量化・資源化は社会的な課題となっており、住民全員が意識を高め、取り組んでいく必要があります。そのため、新町が率先して ISO14001* の認証取得を目指すとともに、その理念を町内に浸透させる取組みを進めます。また、多分別収集体制の確立やリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）を推進するなど、循環型社会の実現を目指します。

下水処理施設の整備

下水処理施設の整備は、より快適な生活環境を実現するとともに、周りを海に囲まれた新町にとって、自然環境を保全する面からも重要な課題であり、従来からの継続的な課題となっています。各町で計画されていた下水処理関連事業を継承し、下水処理施設の整備を推進します。

【主な事業】

事業名	内容
■ 西海国立公園上五島ビジターセンター（仮称）建設事業（県）	西海国立公園である新町の自然を紹介し、「自然体験型交流」の中核ともなる施設としてビジターセンターを整備します。
■ 河川環境整備事業	環境美化の向上及び地域住民の憩いの場を提供するため、親水性の高い河川環境整備を進めます。
■ 新エネルギー導入促進事業	環境にやさしい新エネルギーを行政自らが率先して導入することにより、地球温暖化の防止など環境問題に取り組みます。
■ ISO14001 認証事業	環境への負荷を軽減し、人と自然との共生を図るため、新町として ISO14001 認証の取得を目指します。
■ 下水処理施設整備事業	生活環境の保全と公衆衛生を向上し、環境への負荷を軽減するため、下水処理施設の整備を進めます。

（２）快適な生活環境づくり

住宅・宅地の整備

生活水準の向上により、住宅に対する高級化志向、持ち家志向が強まっています。一方で公営住宅の中には老朽化が進み、建て替えの必要性が高まっているものもあります。公営住宅を整備するとともに、宅地の供給を促進することによって、定住環境の向上を図ります。

公園・緑地の整備

公園・緑地の整備は、これまでも住民から要望が多かった事業の一つです。住民にとっての憩いの場としてやすらぎのある空間の整備を進めるとともに、地域のバランスを考慮しながら、住民ニーズに配慮した公園・緑地の配置を検討します。

水道の整備

生活の基本となる水の供給を円滑かつ安全に行うため、老朽化した施設の改良や統合などの簡易水道施設整備を進めます。また、安定的に水資源を確保することを目的として、水源涵養ミニダムの整備やダム嵩上げ事業を進めます。

生活道路の整備

住民のより快適で安全な生活を実現し、緊急活動時の利便性を図るためには、日常生活を支える生活道路である町道を地域の隅々まで張り巡らす必要があります。今後とも生活道路の整備を適宜実施していきます。

公共交通網の整備

バス及び交通船は新町の主要な公共交通機関であり、住民の足として重要な役割を果たしています。今後も円滑に交通事業が展開できるよう、バス路線確保対策事業等を実施するなど、公共交通網の整備促進に努めます。

【主な事業】

事業名	内容
■ 公営住宅整備事業	住環境の向上を図るとともに、定住化を促進するため、公営住宅の整備を進めます。
■ 公園整備事業	住民の憩いとやすらぎの場を提供するとともに、観光拠点としても活用できるよう、公園整備を進めます。
■ 簡易水道施設整備事業	住民の生活基盤向上のため、老朽化した施設の改良や統合などの簡易水道施設整備を進めます。
■ 港湾環境整備事業（県）	港湾を中心とした地域の活性化を図るとともに、利用者の憩いの場となるよう、施設整備を進めます。
■ 町道新設事業・改良事業	生活道路として不可欠である町道の整備を進め、利便性、安全性の向上に努めます。
■ バス路線確保対策事業	日常生活の交通確保のため、生活交通路線の確保に努めます。

(3) 安全を実現する体制づくり

消防体制の整備

平坦地が少なく傾斜地に住宅が多いなど、新町は災害が発生しやすい急峻な地形になっています。そうした地域性を十分考慮し、災害時における住民の生命・財産の安全を守るため、消防防災施設・設備の整備を進めます。

防災環境の充実

住民の安全を第一に考え、災害を未然に防ぐことは行政の重要な役割です。災害に強い安全なまちづくりを進めるため、防災行政無線等の警戒避難体制の整備などのソフト対策に加えて、治山事業、砂防事業などのハード事業により防災環境の充実に努めます。

【主な事業】

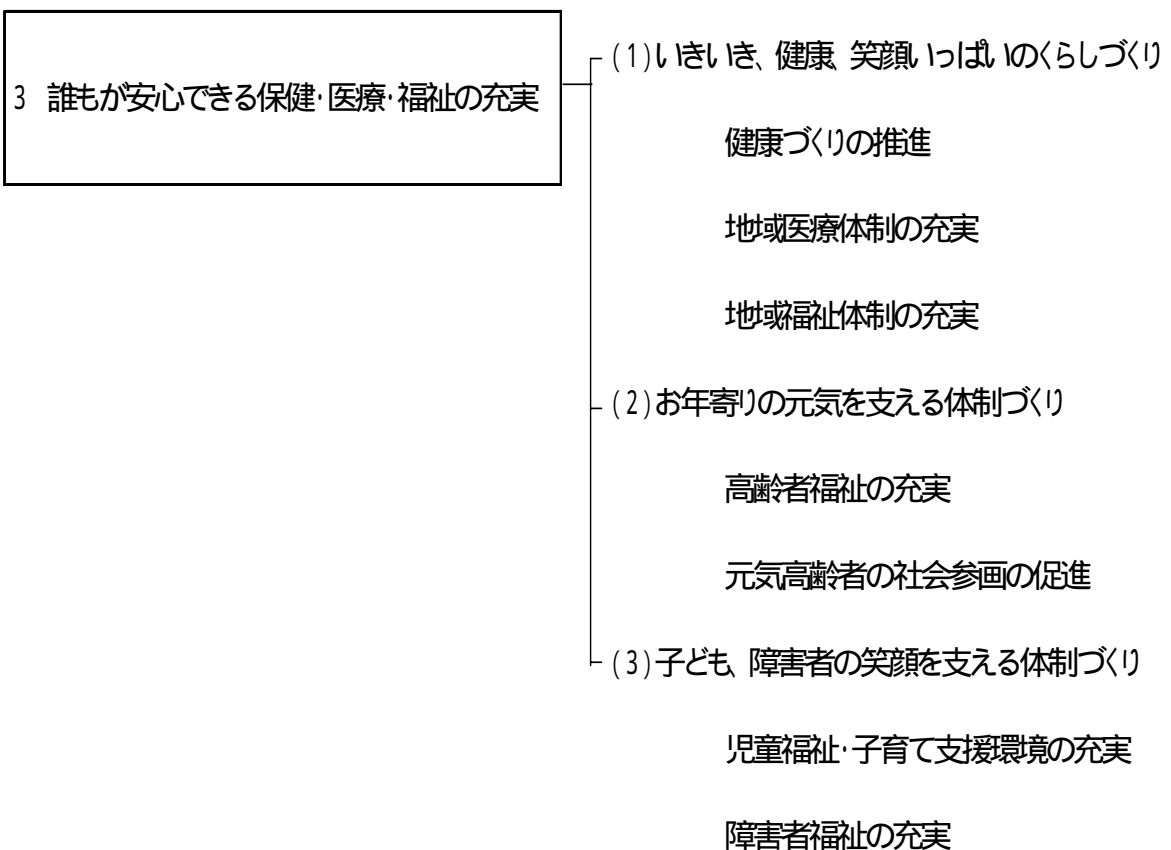
事業名	内容
■ 消防防災施設・設備整備事業	消防水利・消防ポンプ自動車等の充実強化を図ります。
■ 防災行政無線整備事業	災害警戒時及び災害発生時の通信連絡の確保、広報活動、行政連絡等に活用するため、防災行政無線の整備を進めます。
■ 治山事業（県）	森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民を守ります。
■ 砂防事業（県）	土石流等による土砂災害から住民の生命、財産を守るため砂防事業を実施します。
■ 急傾斜地崩壊対策事業（県）	住家背後地斜面の崩壊を防止し、住民の生命財産を守るため、急傾斜地の法面对策を進めます。
■ 地すべり対策事業（県）	地すべりによる土砂災害から住民の生活基盤を確保するため、地すべり対策を実施します。
■ 河川改修・海岸保全事業（県）	河川改修や海岸保全対策を実施し、洪水時の浸水や高潮などを防止し、住民の生活を守ります。

3．誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実

住民の健康づくりの推進を図るとともに、地域医療体制の充実、地域福祉体制の充実に努めます。高齢化が進むことを踏まえ、高齢者福祉の充実はもとより、元気な高齢者がいきいきと社会参画できる環境づくりを行います。

また、子どもがすくすくと健全に育つことができるよう、子育て環境の充実を図ります。さらに、障害者の自立と社会参加を促し、社会の一員として生きがいのある生活を実現できるよう、障害者福祉の向上に努めます。

【主要施策の構成】



(1) いきいき、健康、笑顔いっぱいのくらしづくり

健康づくりの推進

健康な心身は豊かな生活を営むための基本です。すべての住民が健康で豊かに生活し、活力ある地域社会にするためには、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することが重要な課題です。そのため、健康管理増進施設を整備するなど、住民一人ひとりの自らの健康増進を支援する社会環境づくりを進めます。

地域医療体制の充実

高齢化が進む中、医療に対するニーズはますます高まり、地域医療体制の向上が求められています。病院については二次医療機関*としての専門医療の充実、療養型医療施設の整備促進を図ります。また、住民に身近で、地域の一次医療を担う診療所の充実を図るとともに、二次医療機関との連携体制の整備強化を進めます。また、情報ネットワークの活用による遠隔医療支援システムの導入を図るなど、医療サービスの向上に努めます。

地域福祉体制の充実

地域通貨（エコマネー）*のモデル事業実施、情報化を活用した在宅ケアの推進、福祉センターの整備など、住民一人ひとりが地域社会の構成員であることを自覚し、互いに支えあい協調し合う地域社会の仕組みを整備し、地域福祉体制の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	内容
■ 健康管理増進施設建設事業	病気の予防の面から、住民の健康づくりを支える施設の整備を図ります。また、余暇時間の充実にも資するよう、スポーツ・レクリエーション機能も整備します。
■ 病院・診療所整備事業	病院・診療所の増改築を行うなど施設整備を進める一方、新しい医療機器の導入を図るなど医療サービスの向上を目指します。
■ 医療の情報化ネットワーク事業	島内の病院及び診療所の情報ネットワークを構築し、救急医療、災害時の医療対応に必要な環境の整備に努めます。

■ 介護保険対象者に対するリハビリ*ニーズ調査（県）	介護保険対象者等のリハビリニーズについて調査を実施することにより、リハビリの必要性を把握し、適切なサービスが提供できる体制を整備します。
■ 地域通貨（エコマネー）導入推進事業	地域通貨を活用して、高齢者の生活支援に関する助け合い活動を促進し、行政や社会福祉法人等民間業者が提供する福祉・介護サービスを補完します。
■ 在宅ケア情報化ネットワーク事業	医療機関、福祉施設に関する情報提供、在宅健康管理システム、独居老人安否確認システムなど、在宅ケアの環境整備を進めます。
■ 総合文化福祉センター建設事業	文化、福祉、保健等の活動や事業を円滑に推進するため、多目的ホールや研修室等の文化施設のほか、リハビリ室、健康相談室などを総合的に兼ね備えた拠点を整備します。

（２）お年寄りの元気を支える体制づくり

高齢者福祉の充実

生活支援ハウス*（高齢者生活福祉センター）、基幹型在宅介護支援センター*などを運営することにより、高齢者が地域において安心して暮らすことができる環境を整備します。また、福祉サービスの量的・質的整備を進めるために福祉体制を担う人材の養成に努めるとともに、ITを活用して在宅ケアの環境整備を進めるなど、高齢者福祉の充実を図ります。

元気高齢者の社会参画の促進

元気な高齢者の社会参画を促すことによって、地域の活性化を図ることは、65歳以上の高齢者人口が総人口の25%を占める新町にとって重要な施策です。公共施設のバリアフリー*化を進め、高齢者・障害者にやさしいまちづくりを進めるとともに、シルバー人材センターを設置して、高齢者の雇用や社会参画を促進し、高齢者がいきいきと活躍することができるまちづくりを進めます。

【主な事業】

事業名	内容
■ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）事業	介護保険施設からの退所者や一人暮らしに不安を感じている高齢者などに対して、介護支援機能・居住機能及び交流機能を総合的に提供します。
■ 基幹型在宅介護支援センター運営事業	基幹型在宅介護支援センターを設置することにより、在宅ケア環境の向上を図るとともに、地域相互間の連絡支援体制を強化し、在宅ケア環境の向上を図ります。
■ 在宅ケア情報化ネットワーク事業	<再掲 p. 42>
■ 元気高齢者社会参画促進事業	上五島シルバー人材センター（仮称）を設立し、元気高齢者に対して労働や活動の場を提供することにより、元気高齢者の社会参画の促進を図ります。
■ 地域通貨（エコマネー）導入推進事業	<再掲 p. 42>

（３）子ども、障害者の笑顔を支える体制づくり

児童福祉・子育て支援環境の充実

育児不安の解消と子どもの心身の健やかな成長を促進するために、身近な地域での相談支援体制を充実します。また、保護者の就労形態や生活習慣の多様化に伴う保育需要に応じるため、延長保育、一時保育、休日保育、障害児保育等の特別保育を推進するとともに、放課後児童クラブの育成を図るなど、保育・子育て環境の向上に努めます。

障害者福祉の充実

障害者の自立と社会参加を促し、社会の一員として生きがいのある生活を実現できるよう、様々な側面から障害者の地域活動を支えます。また、知的障害者授産施設や精神障害者を対象とした地域活動拠点等の整備を支援するなど、障害者プランにのっとり障害者福祉の向上に努めます。

【主な事業】

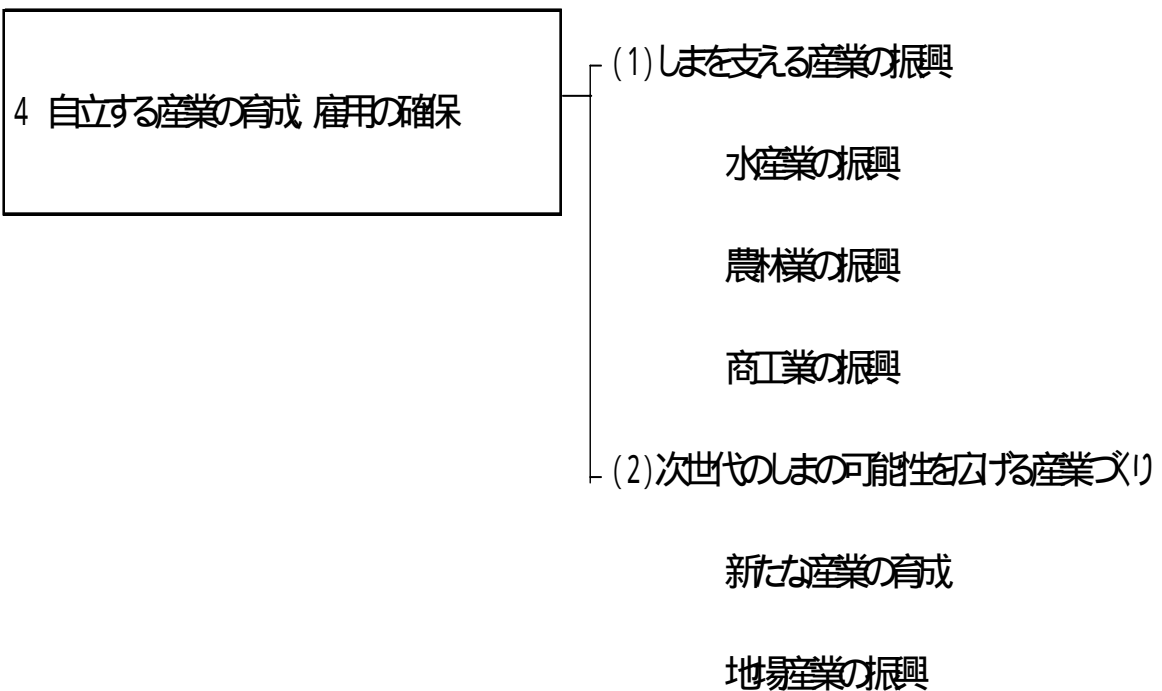
事業名	内容
■ カウンセリング*室設置事業	精神科医や子育てを終えたボランティア・スタッフらによるカウンセリングにより、子育てに対する親の悩み、子ども自身の心の悩みを解消します。
■ 子育て情報発信事業	子育てを楽しくする事例を紹介する本などを、子育て前の夫婦や子育て中の家族に配布します。
■ 放課後児童クラブ事業	放課後の児童の遊びの場、生活の場を設け、児童の安全確保を図るとともに、児童の孤独感の解消や異年齢による遊びの場づくりを支援します。
■ 障害児通園事業	障害児の療育環境の整備を図るため、障害児の通園の場を設け、専門的な訓練・指導を行います。
■ 在宅ケア情報化ネットワーク事業	<再掲 p. 42>
■ 精神障害者地域活動拠点整備事業	在宅の精神障害者が日中、作業等を通して有意義に過ごす活動の場において、社会復帰及び自立と社会参加を支援します。

4 . 自立する産業の育成、雇用の確保

水産業、農林業、商工業など、既存産業の振興を図り、雇用機会の確保に努めます。特に水産業は、新町を支える基幹産業の一つであり、停滞傾向にある現状を打破するため、インフラ整備はもとより、水産資源の管理、流通など多様な観点から活性化対策を行います。

また、次世代に通用する産業を育成するため、地場産業の振興を図るとともに、地域特産品の開発、販売促進に努めます。

【主要施策の構成】



(1) しまを支える産業の振興

水産業の振興

水産業は、上五島地域の基幹産業であり、これまでのしまの発展を支えてきました。近年は、漁獲量の減少からまき網漁業をはじめとして厳しい状況に置かれており、漁業経営体数は減少傾向となり、高齢化とともに後継者不足も懸念されています。

新町の活力向上のためには、海に囲まれたしまの特性を活かす水産業の振興が必要不可欠であり、新町においても、水産資源の維持・増大のための栽培漁業や資源管理型漁業の推進、漁場の整備開発をはじめ、漁業経営の確立に向けた各種対策、担い手の育成、ブルーツーリズムへの対応等、水産業の振興に向けた取り組みを強化していきます。

(ア) 水産業基盤整備の推進

作業の効率化、安全性の確保等就労環境の向上にも配慮した、漁港施設の整備を推進します。また、悪臭防止や下水の処理等、漁業集落環境の向上に向けた施設整備にも取り組みます。

(イ) 水産資源の維持・増大

築いそや魚礁の設置による漁場の整備を推進するとともに、磯焼け対策を実施して健全な漁場環境の創造・保全を図ります。また、高級魚の導入等による養殖業の振興、漁業資源の増大を目指す各種放流事業等を実施します。

(ウ) 流通加工対策の促進

水産物の付加価値を高め、安定的な漁業経営に資するため、集出荷体制の整備、鮮度保持施設の整備等に取り組めます。また、練り製品等の水産加工の振興、販路拡大等を図っていきます。

農林業の振興

農業については、地場産品の生産強化を図り、安全で安心な地元の農産物を地元で消費する「地産地消」を基本に振興を図るとともに、給食センターなどの大口消費先と連携するなど、一定量が安定的に供給される仕組みづくりに努めます。また、農家数や生産額が減少傾向にあることから、担い手の育成や遊休農地の活用の推進を実施します。さらに、農作物被害の予防のため有害鳥獣を捕獲するとともに、その有効活用を図ります。

林業については、林道整備などの基盤整備とともに、エコツーリズムなど

交流促進の場としての機能整備を進めるなど、森林のもつ公益的機能の維持・確保に努めます。

商工業の振興

商業振興のためには、交通網の整備に伴う島外への消費の流出をくい止め、交流人口の流入促進等による需要の拡大を図っていく必要があります。このため、魅力ある店舗づくりの支援、商店街の活性化対策等に取り組みます。

水産加工品などの食料品を中心とする製造業の振興に向けて、地場産業を中心として新製品の開発促進、販路拡大対策等を推進していきます。

【主な事業】

事業名	内容
■ 漁港整備事業（県・新町）	水産資源の管理と持続的な利用の推進による良質な水産物を供給するため自然環境に配慮した漁港の整備を進めます。
■ 漁場整備事業（県・新町）	魚礁施設を整備し、魚類の蛸集、滞留を促すことによって、漁業生産の拡大を図ります。
■ 漁業経営構造改善事業	漁具干場、水産物の荷捌き施設、漁船の保全施設などを整備することにより、漁業環境の改善に努めます。
■ 漁港環境整備事業	漁港の機能向上と、周辺集落の生活環境の改善を図るため、道路、緑地・広場施設等の整備を行います。
■ 漁場環境保全創造事業 （磯焼け対策事業）	磯焼けにより効用の低下している沿岸漁場で、各海域に合った藻場回復計画を策定・実施し、沿岸漁場の生産力の回復を図ります。
■ 栽培漁業推進事業	魚介類の種苗放流、小型魚の育成保護の推進などにより、水産資源の安定確保を図ります。
■ 水産物流通システム整備事業	水産物の流通体制を整備することにより、産地と消費地を結ぶ効率的な集出荷体制の構築を目指します。
■ 地産地消促進事業	< 再掲 p . 50 >
■ 自然体験型交流促進事業	< 再掲 p . 31 >
■ 加工産業振興事業	< 再掲 p . 50 >
■ つばき産業の育成事業	< 再掲 p . 50 >
■ 林道整備事業（県・新町）	林道を整備し、森林の生産性向上及び公益的機能の高度発揮を図ります。また、景勝地を望む路線となることから、森林を活用した交流も期待できます。
■ 水源の森の保全と活用対策事業 （県）	地域内に指定されている５カ所の「水源の森」を活用して、森林の役割の理解、エコツーリズムの展開地域として交流人口の増大を図ります。

■ 商店街の活性化対策事業	商業集積地の活性化を図るとともにチャレンジショップ*事業等の空き店舗対策事業により、地域のコミュニティ*に密着した近隣型の商店街を支援します。
---------------	---

(2) 次世代のしまの可能性を広げる産業づくり

新たな産業の育成

上五島地域には水産加工や椿油の製造、五島うどんなど地域の資源を活かした地場産業が発達しており、技術の蓄積と技術者を擁しています。これらの資源を活用し、さらに新規参入も含めて新たな特産品開発や新産業の育成を図っていくため、起業の担い手となる人材の確保、起業支援を行っていきます。

また、新町を特色づける「つばき」を資源として十分に活用し、つばき産業として育成するために、つばきの植樹を進め、交流資源や加工原料としての活用を図るとともに、関連事業者の育成、振興と交流人口の増大による就業機会の拡充を目指します。

地場産業の振興

五島うどん、水産加工品、農産加工品等を製造する地場産業は、地域の資源を活用して付加価値を高めることに寄与していますが、事業規模は零細で雇用吸収力も弱いのが実情です。今後は、知名度の向上、販路拡大等を通じて産地としての規模拡大を図り、新町の生活基盤を支える産業に育成していく必要があります。

このため、新商品の開発促進や販路拡大への取り組みを進めて加工産業の振興を図るとともに、産業まつりの開催や地産地消の推進により地元での消費拡大にも取り組んでいきます。特に、全国的にも知名度の高い五島うどんについては、一層の販売促進、交流資源としての活用、就業機会の拡大を通じた定住促進等を目指してうどんの里づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	内容
■ しまの起業家育成支援事業	商工会の活動を強化し、大学等と連携しながら、起業家育成に必要な研究開発支援、研修など包括的メニューを用意します。
■ つばき産業の育成事業	「つばきの森」や「つばきロード」等を整備し、観光への活用とともに、椿製品の生産増大、販売促進などを通じて、就業機会の創出と地域経済の活性化を図ります。
■ うどんの里整備事業	特産品である五島うどんを観光客に PR するため、体験型の施設整備を進めます。また、うどんづくりを雇用機会の創出と定住対策としても位置づけます。
■ 加工産業振興事業	上五島地域の加工産業の知名度向上と販路拡大に努めるとともに新商品の開発を支援し、島内経済の活性化、就業機会の創出を目指します。
■ 地産地消促進事業	地元で生産された商品を島内に流通させる体制を構築し、地産地消を促進します。

5 . しまの誇り・文化の育成

しまを支える「ひと」を育むため、新しい時代に対応した教育環境の整備を行います。学校教育はもとより、生涯を通じて生きがいを持つことができるよう、生涯学習や余暇の充実を図ります。

また、地域独自の伝統文化を継承するとともに、歴史文化資源の保全と活用を行うなど、しまの歴史を通して現代を生きる住民が「誇り」を持つことができるような「場」の整備を進めます。

【主要施策の構成】

5 しまの誇り・文化の育成

（1）ひとを育み、しまをつくる新しい学びの環境づくり

学校教育の充実

生涯学習の充実

余暇充実のための環境整備

国際感覚あふれる人材の育成

（2）しまの歴史を再発見、現代につながる「場」づくり

地域独自の伝統文化の継承・振興

歴史文化資源の保全と活用

(1) ひとを育み、しまをつくる新しい学びの環境づくり

学校教育の充実

次世代を担う児童・生徒を育成するため、一人ひとりの個性を十分に活かし、心の触れあいのある、のびのびと学ぶことができる教育を目指します。教育環境整備のため、学校施設の整備充実を図るとともに、老朽化した校舎などの改修、改築を行います。また、完全給食に向けて必要な施設の整備を行います。さらに、IT を活用し、社会教育と融合した、21 世紀型の学校教育環境を整備します。

生涯学習の充実

住民一人ひとりが生きがいに満ちた毎日を実現するために、自ら学ぶことができる多様な学習環境を整備します。また、公民館活動への助成や、大学公開講座の招致など、魅力的な生涯学習プログラムを開発し、生涯学習のより一層の充実と学習機会の拡充を図ります。さらに、図書館については施設のネットワーク化を進め、既存図書資源の有効活用を図ります。

余暇充実のための環境整備

近年の余暇志向の高まりを反映して、スポーツ・レクリエーション活動へのニーズはますます高まっています。社会体育施設の整備や学校施設の開放・有効利用を図るとともに、地域スポーツクラブの開設支援を行うなど、多方面から住民のスポーツ・レクリエーション環境の充実を図ります。また、町民体育大会を実施するなど、新町が一体となって一つのイベントを作り上げることで、スポーツを通じた町内の融和を図ります。

国際感覚あふれる人材の育成

外国語教育の充実、留学制度を創設するなど、地域の国際交流を支え、新町を国外に発信・アピールする基盤となる、世界に開かれた広い視野と行動力を持った人材の育成を図ります。

【主な事業】

事業名	内容
■ 学校施設整備事業	小学校・中学校の校舎や体育施設、給食施設等の改築、建設を進め、教育環境の向上を図ります。
■ I Tを活用した教育事業	小中学校におけるITを活用した授業を支援するとともに、成人に対しても生涯学習の一環としてITを活用した教育事業を実施し、住民全体のIT機器活用能力向上を図ります。
■ 学社融合事業	地域の人材による小中学生への特別授業の支援や、開かれた学校づくりのための基盤整備など、学校教育・社会教育が一体となって青少年教育の場を創り出します。
■ 放課後児童クラブ事業	< 再掲 p . 44 >
■ 島外とのホームステイ交流事業	小中高生を対象に、しまとは環境の異なる地域との交流を行い、リーダーの育成や人的交流の活性化を図ります。
■ 図書館ネットワーク化促進事業	既存の公立図書館を情報ネットワークで結び、図書館事業の効率性を向上します。また、島内の搬送体制を整えることにより、図書資源の有効活用を目指します。
■ 社会体育施設整備事業	各種スポーツ施設の機能を強化するとともに、住民のスポーツ環境の向上を図ります。
■ スポーツ・文化活動振興事業	各種スポーツ・文化教室、大会を企画・開催するなど、スポーツ、文化活動の振興を図ります。
■ 外国語教育の充実対策事業	初等教育の段階から実際に異文化に触れ、真の国際理解を深めるため、小学生の段階から外国語会話学習の充実を図ります。

(2) しまの歴史を再発見、現代につながる「場」づくり

地域独自の伝統文化の継承・振興

上五島地域に残る個性豊かな伝統文化は、しまの誇りとして次世代に継承していく財産です。伝統芸能保存会活動等への支援を行うとともに、芸術祭の開催などを通して、先人達が築いた貴重な伝統文化を受け継ぎ、次世代に伝えることで、しまの新たな文化振興を目指します。

歴史文化資源の保全と活用

歴史文化資源は、上五島地域を形成・構築してきた人々の英知の集積です。遣唐使の史跡、キリシタン史、捕鯨史など、先人達の精神を今に伝える貴重な財産を保全・活用することによって、しまの誇りを再認識し、地域の活性化を図ります。そのために、それぞれの文化遺産について地域の内外の人々に紹介する資料館等については、既存の資料館（室）との機能分担について再検討し、機能の整備に努めます。

【主な事業】

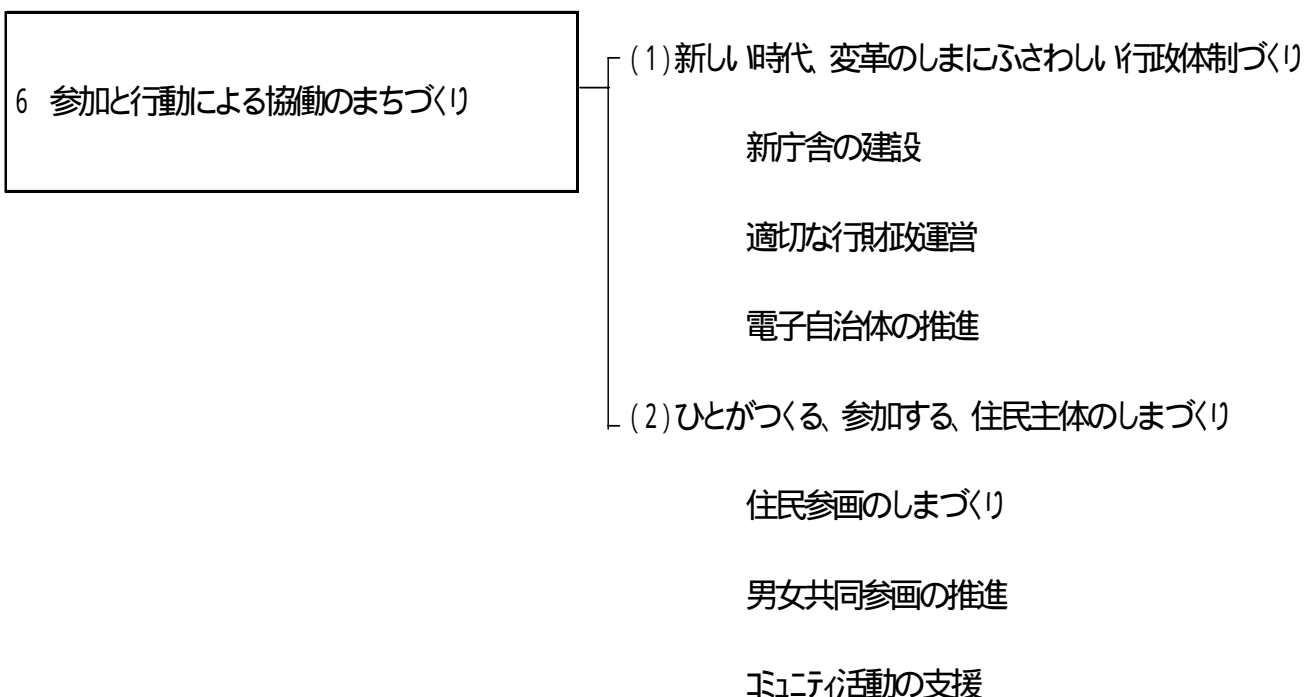
事業名	内容
■ 芸術祭開催事業	住民が一流の芸術を鑑賞し、文化への意識向上を図るとともに、生涯学習の裾野を広げ、地域外との交流を促進します。
■ 歴史文化資源調査・登録整備事業	遣唐使遺跡、古墓群、寺社、カトリック教会など地域の歴史文化資源を調査して、その文化財的価値を明らかにするとともに、適切な保存のあり方や活用方策を検討します。
■ 西海国立公園上五島ビジターセンター（仮称）建設事業（県）	< 再掲 p . 37 >
■ うどんの里整備事業	< 再掲 p . 50 >
■ 歴史資料館整備事業	地域がこれまで蓄積してきた歴史文化である捕鯨、まき網、定置網、農業等を後世に継承するとともに、島外の人々に上五島地域の特色を広く紹介するため、展示施設等を整備します。

6．参加と行動による協働のまちづくり

社会情勢の変化とともに、しまは変革の波にさらされています。変革を成功させるためには、それにふさわしい行政体制づくりが求められます。新町にふさわしい新庁舎の建設を行い、適切な行財政運営を実現します。また、情報化の時代に対応した電子自治体を推進することにより、住民福祉の向上を図ります。

さらに、住民が主体的に参画できる体制を整えるとともに、男女共同参画、コミュニティ活動の支援などを実施することにより、住民主体のまちづくりを実現します。

【主要施策の構成】



(1) 新しい時代、変革のしみにふさわしい行政体制づくり

新庁舎の建設

立地条件、行政機能、財政状況等を慎重に検討した上で、新町にふさわしい庁舎の建設を進めます。

適切な行財政運営

新町の財政の自立性及び弾力性は低いと予想され、厳しい財政運営が強いられると考えられます。行政改革を進め行財政の効率化を図るとともに、政策評価制度*を導入するなどして、経費の節減、施策・事業の成果向上を目指します。

また、合併を契機としてより高度な行政サービスを実現するため、職員研修プログラムの充実を図るとともに、他の自治体や民間企業との人事交流を促進するなど、職員の資質・能力の向上を図ります。

電子自治体*の推進

国が進める e-Japan 構想*に基づき住民サービスを向上するため、IT を活用した電子申請、電子手続を実現させるなど、電子自治体の構築に努め、行財政の効率化と住民の利便性向上を目指します。

【主な事業】

事業名	内容
■ 新庁舎建設事業	新しいまちの行政機能の中核を担う施設である新庁舎の建設を行います。
■ 政策評価制度導入事業	行政が実施する施策や事業の効率性や効果を評価することにより、新町にふさわしい行政管理手法を確立します。
■ 行政情報ネットワーク整備事業	< 再掲 p . 34 >

(2) ひとがつくる、参加する、住民主体のしまづくり

住民参画のしまづくり

まちづくりの主役は住民です。住民と行政がともに連携して魅力的なまちづくりを実現できるよう、情報公開を積極的に進め、地域審議会を旧町の区域毎に設置するとともに、パブリックコメント*制度等を導入することによって、施策の構築や事業計画への住民参画の機会を広げます。

男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で男女が共同して参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮することができるよう住民に対する啓発活動を実施するとともに、女性団体の活動支援等を行います。

コミュニティ活動の支援

合併しても地域の特徴や個性がなくならないよう、コミュニティ単位の行事や活動を支援していく必要があります。また、合併に伴う地域間の交流や融和を図る取組みへの支援も併せて行う必要があります。このため、合併特例債で造成できる基金を活用してコミュニティ活動を支援し、個性豊かなまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名	内容
■ 地域審議会の設置	合併後のまちづくりに地域の意見を反映させるため、旧町の区域を単位として、地域審議会を設置します。
■ パブリックコメント制度導入事業	政策立案等に際し、住民の意見を直接収集し、住民の意見をより反映させた事業の企画・実施を目指します。
■ ワークショップ*制度導入事業	地域住民が主体的に参画してまちづくり等を検討する「まちづくりワークショップ」を開催します。
■ 男女共同参画推進事業	女性の社会参画を促し、男女が社会の対等な構成員としていきいきと活躍できる環境整備を促進します。
■ 地域コミュニティづくり事業	地域の伝統芸能や行事等、あるいは新たなまちとして一体性を醸成するイベント等、コミュニティ活動への支援を行います。
■ 地域通貨（エコマネー）導入推進事業	< 再掲 p. 42 >

・地域別整備方針（ゾーニング）

上五島地域は、中通島と若松島を結ぶ若松大橋をはじめとして、架橋により主要なしまが結ばれていますが、全体として東西南北の各方向に、半島状に伸びていく地形となっています。特に北部は細長く伸び上がった岬状の地形となっています。また、人口分布や産業構造、土地利用等から見ても、それぞれの地域において特色を持ったものとなっています。

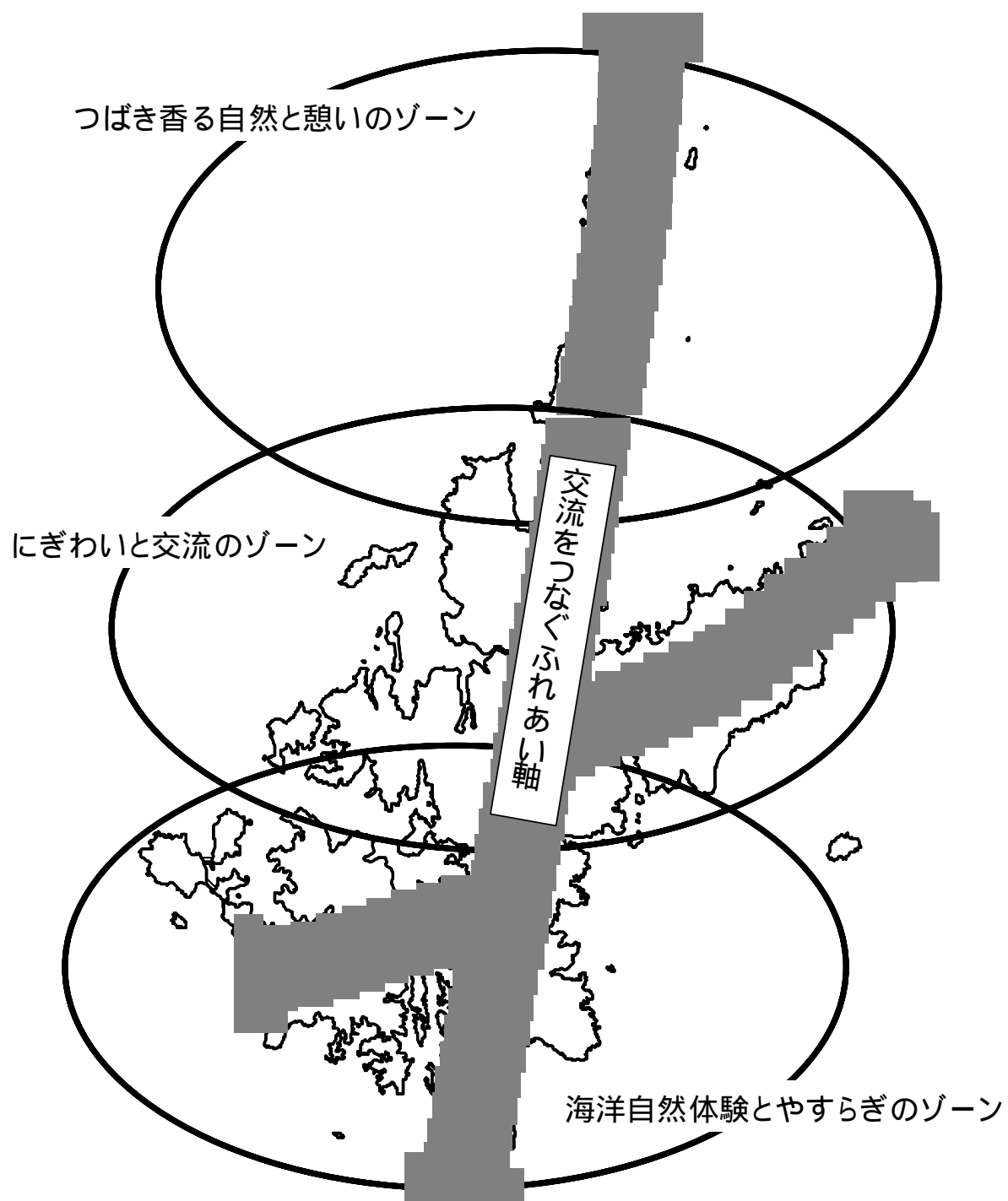
新町においては、合併のデメリットを解消する支所機能の充実や住民サービスの向上、幹線道路網の整備、地域情報基盤の整備、基幹産業である水産業をはじめとする各産業の振興、交流人口増大へ向けた取組み、下水処理施設や公園などの生活環境の整備、高齢化等に対応する保健・医療・福祉の充実とバランスの取れた施設整備、生涯学習の推進等に取り組む、地域間格差のない均衡ある発展を目指していくこととなりますが、同時に各地域の社会経済環境、既存施設の配置状況等を踏まえて、地域の特色を活かした機能分担と発展を目指すまちづくりを進めていく必要があります。

この際、旧町の行政区域にこだわることなく、広域的な観点に立って地域の特色を最大限に引き出し魅力的なまちづくりを進めていくための地域設定が必要となります。

具体的な各地域の整備計画は、合併後の新町で策定される総合計画で検討されることとなりますが、本計画においてはその基本となる整備方針を設定することとします。

地域区分の設定（ゾーニング）にあたっては、新町北部を「つばき香る自然と憩いのゾーン」、新町中部を「にぎわいと交流のゾーン」、新町南部を「海洋自然体験とやすらぎのゾーン」とし、さらに、各ゾーンを一体性を持ったひとつの町としてつないでいく交通・情報ネットワークを「交流をつなぐふれあい軸」として設定します。

図表 1 地域別整備の方針



１．つばき香る自然と憩いのゾーン

（１）地域特性と発展方向

新町北部は、自生のつばき（やぶつばき）が数多く見られ、椿公園も整備されています。また、椿油・椿製品を製造する地場企業が立地するなど、つばきとの関わりの深い地域です。数多くの漁港が整備され水産業が盛んですが、地形的な制約から農林業は発達していません。製造業は水産加工や農産加工、製塩等が見られます。観光面では、上五島地域唯一の国民宿舎しんうおのめ温泉荘を有しているほか、新たな温泉源も開発されました。曽根の赤岳や矢堅目に代表される自然景観に恵まれ、しんうおのめふれ愛らんどなどの観光施設も整備されており、住民や観光客の憩いの場となっています。

このゾーンでは、水産業や地場産業の振興を図るとともに、新町を特徴づけるものとして将来像にも取り上げた「つばき」を活かしたまちづくりを中心的に進める地域として位置づけて、交流人口増大を地域の活性化につなげていくことを目指します。

（２）整備方針

「つばきの森」や「つばきロード」を整備することによって地域の象徴としての「つばき」の魅力を演出し、住民と観光客が交流できる環境を整備します。また、椿関連の新製品の開発、販売促進などを通じて、就業機会の創出と地域経済の活性化を図ります。

水産業の振興では、漁港施設や漁場の整備、磯焼け対策など漁業環境の整備を行うほか、栽培漁業の推進や、加工産業の振興によって、水産業の高付加価値化を図ります。

観光面では、文化財や観光資源についての調査を実施するとともに、その周辺整備のあり方等を検討し、地域資源の有効活用を図ります。

自然環境や温泉などを活用してグリーンツーリズム等を実施するとともに、観光施設等の整備を通じて観光振興を図ります。

〔地域特性を伸ばす主要事業〕

- つばき産業の育成事業
- 漁港整備事業（県・新町）
- 漁場整備事業（県・新町）
- 漁場環境保全創造事業（磯焼け対策）
- 栽培漁業推進事業（魚類放流等）
- 加工産業振興事業
- 歴史文化資源調査・登録整備事業
- 自然体験型交流促進事業（グリーンツーリズム等）
- 観光施設整備事業（既存の公的宿泊施設の改築等）

２．にぎわいと交流のゾーン

（１）地域特性と発展方向

新町中部は、上五島空港・有川港・青方港・鯛ノ浦港等を擁し、本土との交通アクセスとして福岡・長崎方面への空路、博多・長崎・佐世保方面の航路が整備されており、人口密度も高くなっています。往時は捕鯨で賑わった地域であり、現在も有川湾での定置網漁業が発達しています。山がちな地形ではありますが、新町の中では農業も盛んな地域です。青方湾には上五島洋上石油備蓄基地が立地しており、また浦桑地区には大規模店舗を含む商業機能の集積が進んでいます。新町の地場産業を代表する五島うどんの製麺所をはじめとして多くの事業所が位置しており、経済面で重要な役割を担っています。観光面では、遣唐使や捕鯨関係の遺跡、国の重要文化財である頭ヶ島教会・青砂ヶ浦教会に代表されるカトリック教会などの新町の歴史文化資源、蛤浜海水浴場などの自然資源に恵まれており、旅館・ホテル等の宿泊施設も集中しています。さらに、ヨットレースやわんぱく相撲大会などのイベントも数多く開催されています。

また、合併時の新町の事務所(本庁)もこの地域に置かれることとされており、新町の政治・行政・経済の中心機能を担うことが期待されます。このため、交流拠点としての交通ターミナル機能の整備を進めるとともに、都市機能や商業機能の充実を図り、五島うどんに代表される地場産業や観光の振興にも力を入れて活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

このゾーンでは、人流・物流・情報が盛んに行き交って新町の活力と雇用機会を産み出し、にぎわいを創出する中核地域となることを目指します。

（２）整備方針

観光客を対象にうどんをはじめとする地場産品の製造過程を体験してもらうなど、体験型の観光事業を実施することにより、地場産品の販売促進に努めます。また、製麺業の生産拡大を図り、雇用機会の創出に努めます。

交流人口を増大させ、地域経済を活性化させるため、旅客ターミナル建設、観光拠点施設の整備を促進するとともに、商店街の活性化対策を行うなど、新町の玄関としてふさわしい物流・人流の拠点づくりを進めます。

この地域は交流拠点であるとともに、住宅地としても恵まれた環境にあります。快適な生活を過ごすことができるよう、公営住宅の整備や宅地の供給、公園の整備等を進め、生活環境の向上を図ります。

水産業の振興では、漁具干場、水産物の荷捌き施設、漁船の保全施設などを整備することにより、漁業環境の改善に努めるとともに、漁場の整備、栽培漁業の

推進や加工産業の振興によって、水産業の高付加価値化を図ります。

この地域には石油備蓄基地が立地していることから、新エネルギー導入促進事業をはじめとして、エネルギー問題に積極的に取り組むなど、環境にやさしいまちづくりを実施します。

〔地域特性を伸ばす主要事業〕

- うどんの里整備事業
- 旅客ターミナル建設事業
- 観光施設整備事業（観光拠点施設整備等）
- 商店街の活性化対策事業
- 公営住宅整備事業
- 公園整備事業（都市公園等）
- 港湾環境整備事業（県）
- 港湾整備事業（県）
- 漁業経営構造改善事業
- 漁場整備事業（県・新町）
- 加工産業振興事業
- 新エネルギー導入促進事業

３．海洋自然体験とやすらぎのゾーン

（１）地域特性と発展方向

新町南部は、奈良尾港からの長崎・福江方面への航路、郷ノ首港・土井浦港・若松港からの下五島方面への航路が整備されています。中通島と若松島は若松大橋で結ばれており、漁生浦島、有福島、日島も架橋等でつながっています。複雑で変化に富んだ地形を有する若松瀬戸は、新町の自然景観を代表するものの一つであり、西海国立公園及び若松海中公園に指定されています。若松瀬戸では波静かな海面を利用して養殖業が発達してきており、上五島地域の漁獲高を牽引してきたまき網漁業とともに、上五島地域での水産業の中心地となってきました。また、龍観山、米山などの景勝地、白崎海食崖などの自然景観、国指定天然記念物であるアコウ樹などの貴重な植物、国指定重要文化財の仏像を有する極楽寺、日島の曲古墓群やディアパーク、奈良尾の温泉など豊富な観光資源に恵まれています。

さらに、外国人選手も参加するトライアスロンイン五島列島は 10 年以上にわたって開催され、地元に着定しています。

このゾーンでは、高級魚種の養殖化など水産振興を図るとともに、若松瀬戸及び周辺海域を中心として、漁業と共存しながら海洋スポーツや海洋レジャーを展開する一方、エコツーリズムの導入促進などを図り、自然体験型の交流促進を進めていきます。同時に、恵まれた自然や温泉を活用して住民や観光客にやすらぎと健康をもたらすいやしの空間形成を目指します。

（２）整備方針

全国的にも知名度があるトライアスロン大会を継続的に実施し、島外の人に積極的にしまの魅力をアピールします。

恵まれた自然環境の中で余暇時間を満喫することができるよう、スポーツ・レクリエーション機能の向上を図るとともに、ブルーツーリズムやエコツーリズムなど自然体験型交流促進事業を進めます。さらに温泉を活かして住民や観光客にとってのやすらぎの空間を提供するため、温泉開発に取り組みます。

温泉を活用し、病気の予防の面から、住民の健康づくりを支える施設の整備を図るとともに、高齢者や障害者が安心して過ごすことができる健康管理増進施設のほか、福祉関連施設の整備を進めます。

水産業の振興では、漁港や漁場の整備を進めるとともに、栽培漁業の推進や加工産業の振興によって、水産業の高付加価値化を図ります。

観光振興では、交流拠点となる西海国立公園上五島ビジターセンター（仮称）

を整備するほか、文化財や観光資源についての調査を実施するとともに、その周辺整備のあり方等を検討し、地域資源の有効活用を図ります。また、交流人口の増大による消費拡大を目指すとともに、商店街の活性化対策にも取り組みます。

林道整備を進めることにより、林業の振興を図るとともに、住民の利便性の向上、交流活動の活性化に努めます。さらに、豊かな緑をたたえた水源の森を保全しつつ、観光振興に活用することにより交流人口の増大を目指します。

〔地域特性を伸ばす主要事業〕

- トライアスロンイン五島列島開催事業
- 観光施設整備事業（スポーツ・レクリエーション施設の整備等）
- 自然体験型交流促進事業（ブルーツーリズム、エコツーリズム等）
- 健康管理増進施設整備事業
- 総合文化福祉センター建設事業
- 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）事業
- 漁港整備事業（県）
- 漁場整備事業（県・新町）
- 漁場環境保全創造事業（磯焼け対策）
- 栽培漁業推進事業（魚類放流等）
- 漁港環境整備事業
- 加工産業振興事業
- 西海国立公園上五島ビジターセンター（仮称）建設事業（県）
- 歴史文化資料調査・登録整備事業
- 林道整備事業（県）
- 水源の森の保全と活用対策事業（県）

．県事業の推進

新町においては、国・県の市町村合併支援プランをはじめとする諸施策の推進と協同して計画的なまちづくりを進めていきます。

下表においては、 章で整理した主な事業のうち長崎県が主体となって実施する事業について再整理します。

基本方針	主な事業	内 容
1．にぎわいを創る 地域交流の促進	■ 国道 3 8 4 号整備事業	国道 384 号は物流、緊急輸送、経済の連携を担う新町の骨格をなす道路です。そのため、未改良区間の改良事業を進めます。
	■ 主要地方道整備事業、 一般県道整備事業	道路幅員の拡幅や急カーブの是正など、主要地方道、一般県道の改良、整備を進め、安全性、利便性の向上に努めます。
	■ 港湾整備事業 ■ 漁港整備事業	フェリーの大型化や、漁船の係留施設の不足などに対応するため、青方港、有川港、奈良尾港の整備を進めます。
2．安全、便利、快適な 生活環境づくり	■ 西海国立公園上五島ビ ジターセンター（仮称） 建設事業	西海国立公園である新町の自然を紹介し、「自然体験型交流」の中核ともなる施設としてビジターセンターを整備します。
	■ 港湾環境整備事業	港湾を中心とした地域の活性化を図るとともに、利用者の憩いの場となるよう、施設整備を進めます。
	■ 治山事業	森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民を守ります。
	■ 砂防事業	土石流等による土砂災害から住民の生命、財産を守るため砂防事業を実施します。
	■ 急傾斜地崩壊対策事業	住家背後地斜面の崩壊を防止し、生命財産を守るため、急傾斜地の法面对策を進めます。
	■ 地すべり対策事業	地すべりによる土砂災害から住民の生活基盤を確保するため、地すべり対策を実施します。
	■ 河川改修・海岸保全事業	河川改修や海岸保全対策を実施し、洪水時の浸水や高潮などを防止し、住民の生活を守ります。
3．誰もが安心できる 保健・医療・福祉の 充実	■ 介護保険対象者に対す るリハビリニーズ調査	介護保険対象者等のリハビリニーズについて調査を実施することにより、リハビリの必要性を把握し、適切なサービスが提供できる体制を整備します。
4．自立する産業の 育成、雇用の確保	■ 漁港整備事業	水産資源の管理と持続的な利用の推進による良質な水産物を供給するため自然環境に配慮した漁港の整備を進めます。
	■ 漁場整備事業	魚礁施設を整備し、魚類の蛸集、滞留を促すことによって、漁業生産の拡大を図ります。
	■ 林道整備事業	林道を整備し、森林の生産性向上及び公益的機能の高度発揮を図ります。また、景勝地を望む路線となることから、森林を活用した交流も期待できます。
	■ 水源の森の保全と活用 対策事業	地域内に指定されている 5 カ所の「水源の森」を活用して、森林の役割の理解、エコツーリズムの展開地域として交流人口の増大を図ります。

．公共施設の統合整備と適正配置

公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活の利便性の向上を最優先に考慮し、合併を機に急激な変化を及ぼさないよう、十分に配慮することとします。

また、地域バランスや地域特性、財政事情等を考慮しながら、最も適正と考えられる整備を進めていきます。

なお、合併に伴い、住民窓口サービスの低下を招かないよう、合併直後においては旧役場を支所として活用するなどの配慮を行うほか、電算処理システム*のネットワーク化等により、行政サービス機能のさらなる向上を図ります。将来的には、合併の最大の効果でもある行政サービスの効率化を実現するため、新町のまちづくりを進める中で、適正な支所のあり方を検討します。

．財政計画

１．前提条件

本計画は、合併後の平成 16 年度から平成 26 年度までの合併後 10 年間について、歳入、歳出の各項目ごとに過去の実績を基礎として、合併に係る特例措置等を見込み、普通会計ベースで策定しています。なお、健全な財政運営を実現するため、合併 10 年後における起債制限比率*が 13.0%以内に抑制されるよう、前提条件を設定しています。

また、合併の効果（人件費の削減等）を最大限に引き出すとともに、一般財源の節約に努めることによって、新町において健全な財政運営を実現することとします。

第 章における主要施策や主な事業に関しては、新町において重要性や緊急性等を勘案した上で策定する実施計画に基づいて、効率的かつ効果的な実施を図ります。

２．歳入

（１）地方税

過去の実績をもとに、今後の経済の見通し等を踏まえて算定しています。

（２）地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）、合併に係る交付税措置等を見込み算定しています。

（３）国庫支出金、県支出金

過去の実績をもとに、合併に係る財政支援を見込み算定しています。

（４）地方債

通常の地方債の発行を適正な水準に抑制し、合併特例債を活用することを見込み算定しています。

３．歳出

（１）人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減及び特別職員の減少を見込み算定しています。

（２）物件費

過去の実績をもとに、合併による削減効果を見込み算定しています。

（３）扶助費

過去の実績をもとに、算定しています。

（４）補助費等

過去の実績をもとに、算定しています。

（５）公債費

平成 15 年度までの地方債に係る償還予定額に、平成 16 年度以降の新町建設計画における、主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還予定額を加えて算定しています。

（６）積立金

合併後の市町村の振興を図るための「合併市町村振興基金」への基金積み立てを、平成 17 年度及び平成 18 年度に予定しています。

（７）繰出金

過去の実績をもとに算定しています。

（８）普通建設事業費

健全な財政運営を行うにあたって投資可能な普通建設事業費を算定しています。

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	2,653	2,641	2,627	2,612	2,599	2,586	2,572	2,558	2,544	2,530	2,518
地 方 譲 与 税 等	489	489	489	489	489	489	489	489	489	489	489
自動車取得税交付金	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
地 方 特 例 交 付 金	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
地 方 交 付 税	9,181	9,030	8,799	8,681	8,697	8,715	8,816	8,695	8,766	8,835	8,893
交通安全対策特別交付金	257	257	257	257	257	257	257	257	257	257	257
分 担 金 及 び 負 担 金	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168
使用料及び手数料	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438	438
国 庫 支 出 金	2,457	2,457	2,400	2,280	2,280	2,280	2,280	2,220	2,220	2,220	2,220
県 支 出 金	1,495	1,715	1,660	1,660	1,660	1,660	1,440	1,381	1,381	1,381	1,381
財 産 収 入	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215
繰 入 金	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880
諸 収 入	687	687	685	687	686	685	686	687	686	688	686
地 方 債	760	3,133	3,094	2,239	2,239	2,239	2,239	2,198	2,198	2,198	2,198
歳 入 合 計	19,799	22,229	21,831	20,725	20,727	20,731	20,599	20,305	20,361	20,418	20,462

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 件 費	5,029	4,978	4,666	4,566	4,472	4,378	4,290	4,203	4,121	4,040	3,958
物 件 費	1,929	1,928	1,902	1,900	1,899	1,897	1,895	1,868	1,866	1,864	1,863
維 持 補 修 費	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183	183
扶 助 費	569	569	569	569	569	569	569	569	569	569	569
補 助 費 等	1,198	1,196	1,178	1,176	1,175	1,173	1,172	1,152	1,151	1,149	1,148
公 債 費	4,304	4,112	4,102	3,926	3,618	3,419	3,402	3,128	2,949	2,808	2,755
投資・出資金・貸付金	52	52	51	51	51	51	51	51	50	50	50
繰 出 金	1,329	1,330	1,313	1,310	1,308	1,305	1,302	1,285	1,283	1,280	1,278
積 立 金	603	1,502	1,496	595	595	594	594	587	587	586	586
投 資 的 経 費	4,603	6,379	6,371	6,449	6,857	7,162	7,141	7,279	7,602	7,889	8,072
歳 出 合 計	19,799	22,229	21,831	20,725	20,727	20,731	20,599	20,305	20,361	20,418	20,462

【用語集】

1	ISO14001	国際標準化機構によって規定された環境マネジメントシステム。エネルギー消費やごみの排出量などを常に低減するための行動規範について、国際的に統一した規格が開発されている。ISO14001 は、こうした規範を一定水準守っている組織に対して与えられる認証であり、環境にやさしい行動規範を実践していることの証明として認知されている。
2	IT	インフォメーション・テクノロジー、すなわち情報技術のこと。コンピュータなどの機器を用いて作成、活用する知識、技能、能力の総称。
3	e-Japan 構想	政府が 2005 年度までに世界最先端の情報技術 (IT) 国家を目指すために進めている構想。5 年以内 に世界最高水準の高速インターネット網を構築するとの基本方針を示しており、行政手続を電子的に行うことができる環境を整える「電子政府」についても 2005 年度までに実現することとしている。→IT
4	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、物流、通信などの社会基盤の総体を指す。
5	エコツーリズム	旅を通じて、環境保護や自然保護に対する理解を深めようとする考え方。環境保護と地元経済の発展の両立を目指している。欧米で盛んに行われているが、日本でも近年注目されている。
6	カウンセリング	助言、相談。
7	基幹型在宅介護支援センター	各在宅介護支援センター間において、保健、医療、福祉に関する専門的な情報交換等の連携を行う施設。在宅介護支援センターの中心として情報管理、情報提供などの機能を担う。
8	起債制限比率	地方債の許可制限の指標として規定されたものであり、この数値が 20% を超える場合には、一定の事業に係る地方債の発行が制限される。
9	グリーンツーリズム	都市生活者が農村で滞在型の余暇を過ごそうとする旅行形態。ドイツやフランスでは長期休暇を農村の農家民宿で過ごす形態として定着している。
10	ケーブルテレビ	放送センターと加入者宅をケーブルで結び、テレビやデータ通信などの双方向サービスを提供する仕組み。

11	コーホート変化率法	コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～29歳に達するが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20～24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25～29歳人口が推計される。コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率（増減率）に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。
12	コミュニティ	地域社会、もしくは地域共同体。
13	生活支援ハウス	デイサービスに併設された居住施設で、60歳以上でひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人、または家族による援助を受けることに不安のある人が対象となる。利用者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、地域社会の中で高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援する新しいタイプの福祉施設。
14	政策評価制度	政策の有効性や必要性を判断するため、政策の効果を測定する制度。情報の透明性を高め、行政から住民に対する説明責任を果たすことによって、税金（予算）を有効に使うとともに、職員の就業意欲や能力を向上させるねらいもある。
15	地域審議会	合併すると、行政区域が広くなることにより住民と行政との距離が大きくなって、住民の意見が新しい町の施策に反映されにくくなるという心配がある。これに対処するため、合併特例法において、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現させるように、旧町の区域を単位として、一定期間、地域審議会を置くことができる」とされている。 地域審議会は、新町建設計画の実施状況など新町の施策に関して新町長から諮問を受け、または必要に応じて新町長に対して意見を述べることができる新町の付属機関である。

16	地域通貨 (エコマネー)	国が発行する国民通貨に対して、直接使う人々（地域住民）が自発的に発行するお金の総称。地域内での経済循環を図り、地域経済の自立性を高めようとのねらいでアメリカ、オーストラリア、カナダなどで始まった。エコマネーは、特定の地域だけで流通する、ボランティアなどのサービスのやり取りに主軸を置いた、地域通貨の一形態である。たとえば、高齢者の家庭において犬の散歩は負担であるが、自分にできることとして「犬の散歩」を登録している人がいて、サービスが提供されると地域限定の「エコマネー」が支払われる。エコマネーの流通に際しては、互助の精神が基本となっていることが特徴である。
17	地方交付税制度	本来地方税として集められるべき税の一部をいったん国税として集め、すべての県や市町村が必要な財源を確保できるように再配分するもの。90年代に入り国・地方の財政状況が厳しくなる中、地方交付税の財源も不足するようになった。現在、地方交付税制度の見直しが行われている。
18	地方債	地方公共団体が発行する債券。広義の地方債は、地方公共団体が負担する債務で、その返済が年度を越えて行われるもの全てを指す。
19	地方分権一括法	国から地方自治体への権限移譲を推進するために定められた法律。正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」であり、平成12年4月に施行された。
20	チャレンジショップ	商店経営を目指す若者や主婦らに、低料金の小さな店舗を期間限定で貸し出し、起業を支援するしくみ。
21	電算処理システム	主に行政が行うデータ処理に関する情報システムの総称。住民基本台帳システム、財務会計システムなどがある。
22	電子自治体	情報通信基盤の整備による社会・経済の活性化、事務処理全般の見直しによる行政の簡素化・効率化などを目的に、自治体で情報化施策を推進すること。申請・届出等の手続をオンラインで実施する環境を整えることのほかに、消防・防災、医療福祉など広く情報化すること含まれている。→IT

23	電子申請	2003 年を目途に国税庁が導入を計画している税の申告方法。インターネットによる電子申告の実現を目指している。申告内容の暗号化によって情報の機密性を確保することとしており、所得税、法人税、消費税の 3 税について申告できるよう整備が進められている。
24	土地情報管理システム (GIS)	地理的位置に関する情報を総合的に管理・加工し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
25	トライアスロン	水泳、自転車、競走の 3 つを組み合わせ、一つの競技としたもの。ハワイで生まれ、現在では世界各国で爆発的なブームを呼び、日本でもさかんに大会が開催されている。
26	二次医療機関	地域の医療施設の整備は、都道府県が作成する「医療計画」によって定められおり、その中に二次医療圏という定義がある。これは、生活上必要となる一般的な医療が完結する単位として定められており、二次医療機関とは、この範囲における医療機関のことを指す。なお、一次医療圏はそれぞれの生活圏の基本的な医療サービス圏であり初期治療そのものである。三次医療圏は都道府県全体であり、高度先進医療の施設の計画が対象となる。
27	パブリックコメント	行政が政策の立案を行う際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を募集する機会を設けるもの。行政は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。
28	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。一般的には建築物などの物理的なバリアを指すが、そのほか、制度的なバリア、文化・情報面でのバリア、意識上のバリアなども含まれる。
29	光ファイバー	細いガラス繊維でできたケーブルのこと。その中に光を通して高速通信を行う。
30	ビジターセンター	来訪者に周辺の自然や歴史・文化等の情報を展示解説し、利用指導や案内の拠点とするための施設。
31	ブルーツーリズム	旅を通じて海の大切さや豊かさを体験しようとする考え方。島や沿海部の漁村に滞在し、海に対する理解を深める。
32	マスタープラン	基本的な計画や方針のこと。都市計画マスタープラン、緑のマスタープランなどがある。
33	リーディング産業	経済活動に強い影響力を持ち、地域経済の成長をリード（牽

		引)する産業。
34	リハビリ	リハビリテーションの略。社会復帰、または更生のこと。
35	レクリエーション	休養、保養、娯楽。
36	ワークショップ	参加者が主体的に活動をしながら、共同で何かを創り出すこと、もしくはそのための集まり。住民参加のまちづくりにおいて、近年用いられるようになった。